

平成24年第3回（8月）定例会

**県央県南広域環境組合
議会 会議録**

平成24年第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成24年8月20日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成24年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 林田 勉	2番 馬渡 光春	4番 西口 雪夫
5番 松永 隆志	6番 田添 政継	7番 笠井 良三
8番 山口 喜久雄	9番 上田 篤	11番 小嶋 光明
12番 町田 康則	13番 並川 和則	

2 欠席議員

3番 園田 智也 10番 柴田 安宣

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 横田 修一郎	副管理者 奥村 慎太郎
副管理者 藤原 米幸	事務局長 松尾 博之	総務課長 中村 秀憲
施設課長 寺田 集施	総務課長補佐 高木 謙次	施設課管理係長 内田 繁治
監査委員 山崎 黃洋		

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長 宮崎 季之 書記 濱崎 和也 書記 吉田 将光

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第 8号 専決処分の承認を求めるについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 9号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号））
- 議案第10号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号））
- 議案第11号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号））
- 議案第12号 専決処分の承認を求めるについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号））
- 議案第13号 平成23年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 ごみ処理施設に関する調査特別委員会調査報告について

○議長（並川和則君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

なお、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、議場での冷房は28℃を標準とした空調管理を行っておりますので、議場での服装につきましては、上着の着用、また、そういうものにつきましては各自のご判断にお任せしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この際、議長より傍聴人の皆様にもお願ひを申し上げますが、傍聴席入口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきまますよう重ねてお願ひ申し上げたいと思います。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、昨年度の各施設の概況につきましてご報告申し上げます。

県央県南クリーンセンターは、昨年度も目立ったトラブルは発生をしておりませんで、安定した処理ができております。また、東西のリレーセンターも安定した受入れができました。今後とも住民生活に支障を来すことがないよう運転に取組んでまいる所存でございます。

次に、余熱利用施設でございますけれども、昨年度は、開業以来最高の10万7,300人の方にご利用をいただきました。今後は、さらなる利用者数の増加とともに収入増を目指し、指定管理者とともに知恵を出し、汗をかいてまいりたいと存じております。

さて、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理につきましては、既に本年6月にお知らせしたとおりでございますけれども、この際、改めてご報告を申し上げたいというふうに思います。

ご承知のとおり、当組合のサーモセレクト式ガス化改質炉は全国に6か所しかない特殊な形式でございます。国がガイドラインで安全基準を設けておりますのは、ストーカ式及び流動床式の焼却炉についてでございまして、当組合の炉の形式に関しては設けられていないということでございます。

そこで、当組合施設における災害廃棄物の受入れの可否を判断するためには、国により技術的安全基準が示されることが前提と考えまして、本年4月に県を通じて国に対し要望をいたしましたが、5月に安全基準の策定は予定していないという極めて残念な回答がございました。

これまで申し上げてきましたように、諫早大水害や雲仙普賢岳の噴火災害の際、全国から頂戴いたしましたご援助に対する感謝の意を込めまして、被災地の一日も早い復旧、復興を支援したいとの思いは、各管理者、副管理者共通しているものでございます。

しかしながら、安全基準が策定されていない現状にありますことは、災害廃棄物の受入れ及び処理の安全性につきまして、科学的な根拠を示した上で市民の十分な理解を得ることは難しいと考えまして、6月26日に開催いたしました政策調整会議において受入れ困難という結論を出したところでございます。

当組合は、構成4市等と連携をしつつ、他の支援方法を研究してまいりたいと考えておりますけれども、先月25日に、可燃物については既に受入れを表明した地方公共団体以外への新たな要請は行わないという方針を宮城県

が明らかにしたものでございまして、その後、特段の動きはあっていないと
いう現状でございます。

なお、「平成23年度一般会計決算」を初め、今議会に提出しております各
議案につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、ご了承を賜り
たいと存じます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

ありがとうございました。

次に、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により会議録署名議員に12番町田議員及び1番林田議
員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月20日、1日とし、会期中の日程につきましては、
お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。発言時間につきましては、申
合せによる時間内に終わるようご協力をお願いいたします。答弁につきま
しては、質問の趣旨をよく捉えていただいて、簡明、的確に答弁をお願いいた
します。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など、全て自席のほうでお願いを
いたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。

まず初めに、7番笠井議員。

○7番（笠井良三君）

おはようございます。諫早市の7番笠井でございます。通告によりまして
一般質問をさせていただきます。

まず最初に、当組合のサーモセレクト方式の焼却炉、このことについて、
やはり安全基準について国に要請をいたしたところ、この焼却炉についての
安全性について、そういう回答が得られなかつたということはどういう理由
なのか、ひとつその辺についても危惧したいと、このように私は思っております。

そういうことで質問に入らせていただきますが、まず、本日はちょっと
多岐にわたっておりますので、一問一答で行ってまいりたいと思います。

まず、最初に、裁判の状況について。

これにつきましてはイからハまでということで、イ、一審判決の時期はいつかということです。

それから、勝訴、敗訴のケースがあろうかと思いますが、その場合の組合としての対応、これについてお伺いいたします。

ハ、いずれかが控訴した場合は長期的な考えが予想される。いろんな問題があろうかと思いますので、その辺について回答をお願いいたします。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

おはようございます。事務局長の松尾でございます。

裁判の状況につきまして私のはうからお答え申し上げます。

J F E エンジニアリング株式会社ほかを相手取り、平成20年9月30日に債務不完全履行に基づく損害賠償請求をして以降、現在まで口頭弁論が12回、弁論準備手続が14回開催され、原告被告双方の主張や争点、証拠の整理が進められているところでございます。

ご質問の一審判決の時期についてでございますが、今年1月19日に議会の議決を受け、拡張請求を行ったこと、4月には長崎地方裁判所裁判長の交代等があったことなどにより、現在のところ、裁判所による争点整理が継続されている状況でございます。

裁判の進行は裁判所が行うものでございますので、私どもの見通しどおりには進まない場合が多々ございますけれども、恐らく弁護士によりますと、年内には弁論終結し、その後、3から6か月程度で判決となるのではないかということを原告の私どもの弁護士からお聞きしているところでございます。

次に、勝訴、敗訴のケースにつきましてお答え申し上げます。

この勝訴、敗訴の基準、例えば、請求額の5割以上が認められて勝ちとするのか、6割で勝ちとするのかは非常に判断が難しいものというふうに思っております。

いずれにいたしましても、長崎地裁による判決が出たとき、訴訟代理人の意見も参考にしながら、政策調整会議を開催し、組合当局としての意思決定並びに議会に対しましても何らかの形でご相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

組合が控訴する場合は、その予算等について議会の議決を受けなければならないということを認識いたしておりますので、裁判の時期を見ながら、今後、対応方を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ハの控訴した場合の長期的な問題点につきましてお答え申し上げます。

仮に控訴審となつた場合は、一定の期間を要することは承知いたしております。日々の業務について支障はありませんが、訴えているのが施設稼働を委託している相手先でございますので、いずれにいたしましても、私どもは訴訟代理人とともに全力で取組んでまいりたいと思いますが、具体的なご質問の問題等につきましては、今のところ想定をいたしておりません。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

一審判決の時期ですね、これ答弁いただきましたけど、これもずっと再請求をしたということで時間がかかっているからと思いますが、今度の年末にはというふうな状況でありましたけれども、これまた来年に持ち越しという形になるというような判断でしょうかね。

○事務局長（松尾博之君）

私どもが把握いたしておりますのは、次回の弁論準備が9月3日を予定されております。その時期に大体今後の見通し等が立ってくるのではないかということを判断しております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

先ほどの、どうも9月3日でしょう。来年まで持ち越すというような答弁があったもんですからね。その点、ちょっとこれじゃ困るなというようなことですよね。

もう長引いていきますとね、非常に時間が経ってしまいますので、その辺については来年持ち越しということになるのか、これはいろんな問題があると思うんですよ。組合のいろんな協議をしなければいけない段階に来るんじゃないかなというふうに思うものですからね。それが延びるということになると非常に心配だなということなんですね。その点、どういうふうに思われますかね。

○事務局長（松尾博之君）

私どもとしても、やはり今、ご質問のあったとおり、早い段階での判決を期待はいたしておりますけれども、あくまでも裁判所の判断でございますので、そこら辺はご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

裁判所の判断ということですね、それは待たにやいかんでしょうねけれども、そういった中でやはり控訴するという場合には、お互い双方のほうからの控訴ということになりますけれども、本当長期化するわけですね。そうした場合に、非常に当組合としても運営にかなり問題が出てくるんだとい

うふうに思います。瑕疵担保期間中は、それはちゃんとした保証もあるんでしようけれども、その後の問題があるもんですからお尋ねしたところであります。

次に行きます。2番目です。県央県南クリーンセンター焼却炉の運転状況について。

非常に今、良好に焼却されているということをお伺いしておるわけですね。そういったことで、今年4月15日から計画調整停止をしておったものがスタートしております。今現在、4か月以上順調に運転しているという状況ですね。だから、運転再開後の運転状況を少しお伺いしたいと思います。

それから、定期炉修、法定点検など今後の予定はどういうふうになっておるのか、お伺いします。

それから、ハ、23年度から計画停止ということで、ずっと行ってまいりました。これは非常に燃焼がいいということで、1日260tという焼却が可能だというようなことで、ごみ量ピットが低下するということで計画停止されておると思いますけど、これもずっと2か月に一遍ぐらい、前年度後半ずっとやっておったんですが、今後、この計画停止がどのようになっていくのか、お伺いいたします。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

まず初めに、4月15日以降の運転状況についてお答え申し上げます。

4月15日以降の運転につきましては、1号炉及び3号炉による2炉運転でのごみ処理を再開いたしております。8月7日からは1号炉を停止させ、2号炉の運転に切替えをいたしております。現在までのところ、4月15日以降、落雷による停電に伴う緊急停止などがございましたが、2炉運転で1日当たり平均すれば253tと順調に運転している状況でございます。

次に、定期炉修、法定点検の今後の予定についてでございますが、定期炉修は今年度におきまして既に実施しました2号炉のほか、1号炉を8月7日から行い、常に2炉運転を維持しております。3号炉の定期炉修は、今年度は考えておらないというところでございます。

なお、法定点検の日程につきましては、現在委託しておりますJFEと調整しているところでございますが、昨年と同じ10月下旬から11月初旬にかけて行う予定にいたしております。

次に、計画停止の今年度の予定でございますけれども、計画停止は平成20年度から安定処理が可能になった時点からピットの残量が減少した時期において行っておりますが、平成23年度は5月と1月の2回行っております。今年度は4月に1回目を行っておりますので、次回はごみの受入量と処理の

状況を見ながら、ピット内のごみの残量が少なくなった時期に行うこととしており、来年の1月ごろを見込んでいるところでございます。

なお、本日のピットは14m堆積しているという状況で、大体これが10mを切れば計画停止の時期を考えていきたいというふうな目安にしております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

1号炉については2号炉と運転を切替えていると。2号炉ですね、2号炉に替えたと。これは点検が済んでいるということですたいね。これは昨年度済んでおるわけですかね。

そうしますと、1号炉が8月から今、停止に入っていますから点検が行われると。定期炉修が行われるわけですね。この炉修の内容ですね、どのようなことが一番問題、問題じゃないですけど、どういう炉修がされておるですかね。

○事務局長（松尾博之君）

ご質問の内容につきましてでございますが、やはり一番温度が高まる耐火、一番心臓部でございます。その耐火れんがの補修に多くの時間と労力を割いていると。それから、配管の関係、詰まり関係、それから水漏れ関係、やはり操業を開始しまして、ちょうど半分の7年を過ぎておりますので、経年劣化の部分も最近出始めております。そういう部分を補修しているということでご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

炉修については、毎年このように2炉ずつ点検が行われているようでございますのでね、そういうことで、ずっと炉修が激しく続いているんじゃないかなというふうな、私たちもそういう感覚を持っているんですけど、これまでの焼却炉と比較いたしまして、どういうあれがありますか、違いが。炉修というのは毎年やっぱり行っているものなんでしょうかね。

○事務局長（松尾博之君）

他の、例えばストーカ炉との比較につきましては、ちょっと私も把握はいたしておりませんが、このサーモセレクト式ガス化改質炉につきましては燃やすんじやなくて溶かすという形式でございますので、やはり先ほど申しました心臓部であります耐火れんが等の傷みが早いということを聞いておりますので、当初のこの施設の計画どおり、3つの炉のうち1つを定期炉修の期間に充て、2つを回しながら処理を継続しているというところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

当組合の焼却炉は高温で焼却するということがありまして、かなり温度が高いということで炉の傷みが激しいというのは私たちもいろいろと調査しているところでございます。

一応そういう状況ですけれども、結局、計画停止ですね、このことについて、私たちはこの炉が非常に効率よく運転が出来たと。260t燃えるんだというようなことであります。そういうことからすると、かなりピットのごみの高さが下がってくるんだろうと。そういうときに調整をしているんだと、計画停止をしているんだということも聞いておりましたけどね、この辺について、今のところどういう調整をされているんですか、ピットの調整は。

○事務局長（松尾博之君）

先ほども申しましたとおり、ピットの残量が10mを切った場合、それを1つの目安として判断をおるところでございます。この計画停止は、これまで春先と、それから秋ぐらいに大体そういった時期を迎えるのかなというふうに判断をおるところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

月によってごみの量も違うんだろうと思いますけど、今はずっとそういうごみの量が多いということも言えるんですかね、どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

大体平均で月によっての変動は、年によって変わるということではございません。大体同じような調子で来ております。

ただ、今、問題になっております豪雨災害に伴う漂流物等みたいな突発的なことがありますので、そういう部分を加味しながら判断をおるところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

そしたら、次に行きます。

3番目です。瑕疵担保期間終了時ですね、これは平成32年なんですが、このときの状況についてお尋ねいたします。イからニまでいたしております。

4市それぞれの人口の推移、それから、ごみ搬入量の推移ということでお尋ねいたします。

市の人口減によるごみ量、これは削減されるというふうには思います。全体量はですね。そういうところの数量、それから、この時点での施設の大きさですか、そういうものについてどういうふうに考えられるか、お伺い

いたします。

それから、裁判が長期化しますと施設の延命策、これは全く検討できないと、このように私思っております。そういったことで、この施設の延命策は難しいんではないかという考え方をしておるんですけども、その点についてお伺いいたします。

それから、二、新たな焼却炉の建設も検討すべきと、このように思います。いつから検討に入るのか、このことについてご答弁いただきます。

以上です。

○管理者（宮本明雄君）

瑕疵担保期間終了時、平成32年でございますけれども、裁判が長期化すれば延命策の検討ができないし、この施設の延命策は難しいというようなことでのご質問でございます。

ご承知のとおり、施設の瑕疵担保期間は平成32年の3月まで15年間ということになっております。

施設の延命策を検討する場合は、これまで申し上げておりますように、延命のための工事費用やその後の運転経費等の課題がございますけれども、裁判が終了するまではJFEからの経費の提示はなかなか難しいというのが今の、現状でございます。お願いはしておりますけれども、その回答が出てこないと。裁判中だからというようなことを言われております。

しかしながら、延命策をとるのか、施設の建替えに踏切るのかというの、いずれにいたしましても一定の期間が必要ということでございますので、その対応といいますか、その準備の1つとして今年度に精密機能検査を実施しているというところでございます。

精密機能検査では、施設の現状把握、処理機能や設備の耐用度などの現状の評価を行いまして、改善項目の抽出とともに施設の改善案の提示も受けるということになっております。

この検査結果を参考に構成4市との協議調整を行いながら、延命策や建替えなどの検討を進めるということにしております。

今の裁判の状況でございますけれども、議員もご承知と思いますけど、新たな争点がぼんぼん出てきているというようなことで裁判が長期化しているということではないと思います。

今、ほぼ裁判といいますか、賠償額の、私どものほうから提訴の額を変えたということはありますけれども、新たな事実が出て、その中身で紛糾をしていて、裁判が長期化していると。多くの提出書類が出て、それで長期化しているという状況ではないんじやないかというふうに私は理解をしておりまして、一定の時期に必ず第一審の裁判長の訴訟の指揮権といいますか、裁判

上の指揮権が出てくるのではないかなというふうに期待をしているということでございます。

そういった中で、どういったことで裁判所のほうがご判断、判決ということと、いろんな訴訟の指揮というのはいろいろあるのでしょうか、そういうことが言われてくるというようなことになるんでしょうけれども、まだまだその時期にはなっていないと。

先ほど事務局長が言いましたように、9月上旬に予定をされているということでございますので、そういうことを期待したいというふうに思っております。

延命策をとるのか、建替えということに踏切らざるを得ないのかということにつきましては、こういう瑕疵担保期間というのは、一定の法律上の要件に基づきまして瑕疵担保期間というのが設定をされておりますけれども、通常はこういう船にしても車にしても瑕疵担保期間を過ぎても経費は掛かるけれども、一定の時間は使うことが出来るというのが普通だというふうに、一般的にはそうだろうというふうに思いますけれども、その炉の状況、ここ施設の状況等を見極めますために精密機能検査というのをやっているということですけれども、これで十分なのかどうなのかというのをわかりません。

ノウハウの部分も非常に多いというふうに思っております。そういったことで、まだ判断が出来る時期にはなっていないなというようなことで思っておりますけれども、建替えに踏切るということになりますと一定の時間が必要ということになりますし、精密検査の結果、延命策をとるにしてもどれくらいの時間がかかるのか、どれくらいの準備期間が要るのかというのもあるでしょうから、そういうものが出来そろう時期というものがまだまだもう少し先になるなあと。その1つの過程として裁判の結果というものもあるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

ご質問のイと口につきまして、私のほうから回答させていただきます。

イの構成4市それぞれの人口の推移とごみ搬入量の推移につきましてでございますけれども、施設稼働時の平成17年度の人口は構成市合計で約26万2,000人でございました。昨年の平成23年度は合計で約25万2,000人であり、平成17年度と比較しますと約1万人、3.8%の減となっております。

平成32年度の人口推計を構成4市に問い合わせしましたところ、島原市では平成32年の推計値はなく、直近の平成30年の推計人口でございますが、4万5,000人、諫早市の平成32年の推計人口は14万2,526

人、雲仙市の32年の人口推計は人口4万1,473人、南島原市のうち旧布津町及び旧深江町の平成32年度の推計人口は1万800人の回答を得ております。これを単純に合計しますと、23万9,799人、約24万人程度になるのではないかと考えております。

次に、ごみ搬入量についてでありますと、平成17年度は構成4市合計85,431t、平成23年度は合計80,266tであり、平成17年度と比較しますと5,165t、約6%の減となっております。

次に、組合が平成11年に策定したごみ処理基本計画のごみ搬入量は、平成26年度までしか推計しておりませんので、ご質問の平成32年度のごみ搬出量の推計値は、直近の昨年度のごみ量を構成4市の人口で割りますと、1人当たりのごみ搬出量が年間318kgになりますので、これに先ほど答弁いたしました構成4市の人口推計の合計人口約24万人に掛けますと、約76,320tと推計しております、平成23年度と比較しますと、単純計算ではございますけれども、約3,946t、4.9%の減と予測をしているところでございます。

次に、人口減によるごみ量は削減されるが、どれくらいの施設が必要かという口の質問に対してでございますけれども、先ほど答弁いたしました平成32年のごみ搬出量は76,320tであり、これを年間日数365日で割りますと、1日当たりの平均ごみ搬出を約209tとなります。

この数字を基に国の基準であります調整稼働率0.96と率稼働率0.767で割り試算いたしますと、1日当たり284tの処理能力が必要になると、単純な計算で申しわけございませんけれども、推計をしているところでございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

人口の減少ですね、ここに出されたのがありますけど、局長、かなり減っているんですよね、将来の見通しを見ますと。まだまだ今の数値よりも、諫早のあれも出でおりますが、出しておりましたけれども、それよりもかなり新聞調査では減っていますよ。

そういうことで、大差、そう大きく変わるわけじゃないでしょけれども、本当に本県は35年で3割減だということですので、恐らくどんどん減っていくという状況だろうと思います。

そういたしまして、減少しても280tぐらいの施設だというようなことで、今の施設を延命ができれば、そのままいけるということではないかというふうには思っておりますけれども、非常に延命は私は難しいと、このように思っております。これは本当に難しいんだというふうに思います。

そういうことで、やはりいろんな角度から検討しなければいけないというふうに思うわけですよ。この施設が非常にエネルギー、電気、これは当初の計画よりもはるかにオーバーしているということから経費が掛かっておりますので、そういうことの削減に向けて、削減に向けた施設建設の検討をこれはする必要があると、早急にする必要があると、このように思うわけであります。

そういうことで、やはり裁判の終了がいつになるのか、2年、3年とまだまだずれ込んだ場合には非常に問題があると、このように思いますので、早急に検討を立ち上げていただきたいということで、これは延命に係わらず必要な検討だろうと。これは4市でそれぞれ検討すべきだろうと、このように思っております。

そういうことで、次に参ります。

県央県南広域環境組合の今後の運営です。それと、考え方について質問いたします。

構成4市、それぞれ各市、どのように今後考えておられるのか。これは是非発言をいただきたいなというふうに思っておりますが、できましたら答弁をいただきたいと思います。

それから、クリーンセンター運営ですね、経費の削減、これはやはり取組むべきだと。この組合の経費の削減については、これはもう取組むべきだと。今の状況であれじやなくて、やはり削減を検討した今後の取組みをしてもらいたい、このように思うわけですけど、どういう考えがあられるか。

もちろん、ハに書いておりますが、燃料の徹底した分析、それから、生ごみについては、これは燃やさないんだと。生ごみを燃やすからLNGが2倍も3倍もなってくるわけですよね。生ごみは燃やさないといいますと、非常にガス代が要らなくなるわけですよ。総トン数が減りますから、減っていくわけですよ。そういうことで、是非これも検討してもらいたいなという、各市取組む考えはないのか。

それから、事業系の可燃ごみですね、これもやはり削減をする検討は必要だと、このように思っております。佐世保市でも取上げておりましたね。事業系のごみを20%削減するんだと、こういうのが出ておりますね。だから、組合といたしましても、そういう取組みは是非必要だと、このように思うわけですよ。そういうことについてどう取組んでいくのか。

それから、4市ごと事業系のごみ、これがどういう数字になっているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご質問の最初のほう、今後のことについて検討すべきということにつきましては、先ほど管理者が申し述べましたとおり、今後のことについては検討する時期に来ているということは自覚を、自覚と言えばおかしいですけれども、そういう時期に来ているということはおっしゃるとおりだというふうに考えております。

それから、クリーンセンターの運営と経費の削減につきましてでございますけれども、毎年度、事務事業の見直しを行い、より一層の経費の削減に努めることとし、組合の運営及び施設の安定した運転に必要な最小限度の経費を予算計上いたしております。

クリーンセンターの運営のほとんどが構成4市からの分担金で賄われていることを考えますと、構成4市におかれでは、当然のことながら、経費節減について強い関心を持っておられることと存じております。組合としましても、経費節減の努力だけでは減らすことのできないLNGと、あるいは今、言われました電気等の経費もございますけれども、今後も施設の安定した運転に努め、より一層の経費節減を図ってまいりたいというふうには考えておるところでございます。

次に、可燃ごみの徹底分別と生ごみの問題につきましてでございますけれども、本組合は構成4市の可燃ごみを処理する目的で設置されました特別地方公共団体でございますので、ごみの分別、減量化は各市の事務でございます。

各構成市は、それぞれごみ処理基本計画を策定され、削減目標を設定し、生ごみに限らず、ごみ全体の分別、減量化や排出抑制に努力されているというふうに聞いております。

分別収集は、島原市では12分別、諫早市では8分別、雲仙市では15分別、南島原市では17分別となっており、また、生ごみの堆肥化についても各市において努力されていると聞いているところでございます。

次に、事業系ごみのことにつきましてでございますけれども、事業系可燃ごみの搬入量は、操業当初の平成17年度において約32,000tありましたけれども、平成20年度は31,000tとなり、1,000tの減少をしておるところでございます。また、平成22年度と比較しますと、23年度は928tの減少でございます。

事業系可燃ごみの削減も家庭系可燃ごみ同様、組合運営経費の削減のためにはご質問のとおり必要であるということは私どもも認識しております。各市においても同様の認識で、家庭系ごみと同じく事業系ごみの減量化に努力されているところでございます。

次に、4市ごとの事業系可燃ごみの搬入量、数字的な問題ですけれども、

平成23年度の実績で申し上げますと、島原市が6,000t、諫早市が19,000t、雲仙市が5,000t、南島原市が600tとなっておりますけれども、これを割合で申しますと、諫早市61.7%、島原市20.4%、雲仙市15.9%、南島原市2%でございます。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

とにかく経費の削減については検討するんだということは常々言われておるわけです。しかし、なかなかそれが実現できないと、具体的な取組みがなされないというところでですね。

実は、諫早市分は全体の40%あるわけですね。これは生ごみが40%、全体の生ごみの中でも40%あるわけですよ。そういったことで、非常にウエートが諫早の分も高いというようなことなんです。諫早市は全体の燃やす量は58%ぐらいになっていますかね。その中で生ごみは23.4%になりますので、非常にウエートが全体的にいきますと高いと。そういったことで、生ごみの堆肥化というのは、事業をやる価値が十分あるんだというふうに考えておるところでございます。

そういったことで、やはりこれは4市の足並みがそろわないとどうしてもできないというようなことで、新たに施設の建設については、これは各市でやるべきじゃないかというような考え方の議員もたくさんいらっしゃるわけです。

そういったことで、その辺についても本当に各市で焼却炉を持っていくと、広域環境というのが見直されてくるんじゃないかというようなことも言われておりますし、その点についてどういうご見解を持たれているか、お伺いいたします。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご質問につきましては、私が回答する立場ではございませんので、今のご意見を各市の構成市のほうにお伝え申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

今日はこのようにして組合全体、各市の首長さんもおられるわけでありますし、そういったことで、是非そういう考え方を入れながら検討すべきだということを申し上げたいと、このように思います。

いずれにしましても、各市で建設するということになりますと、十分運営が出来るだらうと。なぜかと申しますと、県央の経費が掛かっているんだと、掛かるんだと、これがずうっとやっぱり掛かっていくわけですね。

それと、広域にしたためにリレーセンターも必要だと。そういったことで非常に負担金の増大もあるわけですので、その辺の見直しというのは、これは必要だと思うんですが、いかがですか。

○管理者（宮本明雄君）

各市で焼却処理といいますか、ごみの処理をしたほうがいいんじゃないかというご意見でございます。

当初、平成17年に稼働をいたしましたけれども、この広域環境組合を作るときに論議されたのは、その当時は一番ダイオキシンの問題が非常に大きな問題でございました。このダイオキシンの問題を解決するためには、一定の容量の炉を作る必要があるというのが当時の技術水準でございまして、その中でいろんな仕組みといいますか、方式の炉がありまして、ここはガス化改質炉というものを採用されたと。ストーカ炉とか流動床式とかありますけれども、そういうものが検討をされながら、ここではガス化溶融炉が一番いいだろうということで、その根底になりましたのはダイオキシンだろうと私は理解をしております。

これは平成9年ごろだったでしょうか、大阪近郊の能勢町とか、非常に有名になりましたけれども、ごみ焼却炉からダイオキシンが発生するということで大きな話題になりました。その事実は阪神大震災の前にも言われておりましたので、そういう状況が続いていたということで、広域化というものが国策として進められてきたという経過がございます。

その中で、長崎県もそういうごみの広域化計画というものを作りました、この4市で共同して環境組合というものを設立していったという経過がございます。

その後、確かに小さい炉と言ったら語弊がありますけれども、100t以下はその当時は無理だと言われておりましたけれども、100t以下の炉でも一定可能になってきているというようなことでございまして、そのダイオキシン対策は100t以下でも可能というような時代が参ってきました。それは数年前の話でございます。

今、広域化が有利なのか、単独が有利なのかと単純に比較することは可能かもしれませんけれども、広域化の不利な点というのも確かにあるわけですね。おっしゃるように中継リレーセンターを持っていると。それから、今、雲仙市のほうと島原のほうにございますけれども、そこに1回、その地域のごみを搬入いたしまして、圧縮をいたしまして、アームロール車という大きなトラックですね、専用のトラックでここまで運んできていると。近くにあれば、そのままパッカー車が、諫早市はそうでございますけれども、一部を除いて直接搬入というやり方をしておりますので、通常のパッカー車でここに

入ってくると。そういう中継基地の経費につきましては、当然負担金の中で按分されておりますので、そういう経費は控除をします。

ただし、それぞれに設置をいたしますと、その経費はやはりそれぞれで計算する必要がございますので、その辺についてはどういう結果になるのかということは確かにわからないというようなことで、今の技術でどうなのかということも含めまして、それは検討の1つの材料にはなると思いますけれども、広域環境組合というこういう地方自治体、一部事務組合と申しますけれども、地方公共団体と類するやつでございます。法律、地方自治法の中で認められている団体というものをどう取扱っていくのかという非常に大きな問題があります。

それは財産の問題でもありますし、西部の塵芥センターだったですかね、一度、この焼却施設が出来たときに解散をいたしましたけれども、それも結構時間が掛って、その業務がなくなってしまったものですからそういうことになったんですけども、今度新たに造るということになると、それはそれで結構困難な部分が多いんだろうというふうに思います。

そういったことで、かなり一部事務組合を発展的に解散するということはできても、それそのものをなくすというのは非常に難しい作業があるんだろうなというのは想定をされますけれども、そういった部分で全く検討しないでどうやっていくのかというのは、次の、先ほど申しましたように、この炉の延命が出来るのかできないのかも含めて、その辺については検討をする必要はあるだろうなというふうに思っておりますし、分別の方法についても、今、13分別だったり8分別だったりするわけですけれども、分別の方法というのは、そこの炉に合わせた、元々旧市で持つておられた炉に合わせた分別方法をとられているというふうに思って、それが市民に定着をしていると。

市民に定着をしていますから、なかなか変えることも困難を極めるといいますか、一定の労力が必要になるということだろうというふうに私は思っておりますし、そういったことで、さあ8分別にしますよ、7分別にしますよというのは時間も掛かることですし、一定の経費も必要になるということでございます。

どういう炉がそこに、どの分別の方法に合っているのかというのも検討をしながら、ここの炉ではガス化溶融ですから、溶かすわけですからいろんなことが出来ますけれども、ストーカ方式とかその他の焼却方式では特色がありますので、その特色に合わせた分別方法になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

管理者答弁いただきましたけれども、やはり検討はしていただきたい。いろんなケースで検討すべきだと思うんですよ。これをこのままでは納得できませんよ、本当に。何か方法をいろいろ検討しないと、我々もずっと市民に対してもですね、言われておりますよ。どうかならんとねと。そういうことなんですよ。

だから、国がこうしたから、そのまま継承していくんだとかじゃなくて、これは本当に生ごみを堆肥化してみてくださいよ。焼却炉の延命にも十分役立ちますよ。そういうことを検討すべきですよ。何でできないんですか。いろんなケースを出してくださいよ。そして、こうなりますよと議会にも諮ってくださいよ。そうしないとね、本当にもうこのままずるずるいって、それで管理者も途中で替わった、次は替わる、また替わるというようなことで、余り先送りできないんですよ、こういう問題は。取組もうじやないですか。

私ももう3月までの任期で、時間がありません。次、どういう検討をされるのかわかりませんけどね、今年中に立ち上げることを取組んでもらいたいんですよ。いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

検討につきましては、私ども組合のほうと事務局としても前向きに取組んでおりましますし、組合議会のほうにおきましても、議員全員が参加される特別委員会も設置されておられますので、そこら辺について、ともに今後検討、研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

事務局長、是非、してくださいよ。検討します、検討しますではもうダメですよ。いろんなケースで出来るはずですよ。やるべきですよ。

本当にこの組合の経費は掛かっていますよ。リーセンターなんか、各単市でやれば要らないわけでしょう。単純にすぐ、もう要らないんですよ。焼却場に持込まれるわけでしょう、諫早市みたいにですよ。

当初はここに造る前も愛野町で造ろうかというような、持寄りの体制で造ろうかというような話もあっていましたんだろうと思いますけれども、そういうことも非常に難しかったというようなこともあります。いろんな難しい面もあろうかと思いますけど、造り直し、建替えについては難しい面もあろうかと思います。どこも問題を抱えていると思いますけれども、取組んでいかないと市民は納得しないんじゃないですか。そういうところをもう少しちゃんとした取組みを、やっぱり管理者、副管理者の方々のレベルで本当に早くやっていただきたい。地方でやらなければ、この問題は解決しないんじゃないですか。是非お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（並川和則君）

これにて通告されました一般質問は全て終了いたしました。

次、日程第4に入ります。

議案第8号「専決処分の承認を求めるについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第8号「専決処分の承認を求めるについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

本案は、本年4月1日に施行する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成24年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、本日お配りしました資料によりご説明申し上げますので、議案第8号参考資料をご覧ください。

まず、概要でございますが、平成24年度組合職員1名の減員について、新たに職員は雇用せず、臨時職員で対応することから、関係条例について所要の整理を行ったものでございます。

次に、要旨でございますが、第1条、勤務時間条例は職名をこれまでの非常勤職員から臨時職員に改めたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、第3条給与条例及び第6条組合職員定数条例についても同様の改正でございます。

続きまして、第2条非常勤特別職職員の報酬、費用弁償条例及び第5条、実費弁償条例につきましては、第4条の旅費支給条例の一部改正において臨時職員が公務のため旅行するときの旅費について定めたことに伴い、関係条例等の調整を行ったものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号から議案第12号までを一括して議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第9号「専決処分の承認を求めるについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号））」についてご説明申し上げます。

本案は、本年3月末までに予算を措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成24年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第9号の3ページをお開きください。

今回の補正は8万5,000円を追加するもので、補正後の予算総額は30億2,251万9,000円となり、前年度同期と比較しますと、額にして7,656万6,000円、率にして2.5%の減となります。

補正の概要でございますが、本日配付いたしました資料によりご説明いたしますので、議案第9号参考資料をご覧ください。

平成23年度補正予算（第4号）の概要でございます。

本組合が保有する財政調整基金、ごみ処理施設建設基金及び用地取得基金の運用から生じる利息につきましては、条例に基づき一般会計歳入歳出予算に計上し、各基金に編入いたしておりますが、平成23年度の基金預入利率が予算計上時の利率を上回ったことにより歳出予算に不足が生じたため、所要の額を計上したものです。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号「専決処分の承認を求めるについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号））」についてご説明申し上げます。

本案は、本年3月末までに予算を措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成24年3月19日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるようとするものでございます。

議案第10号の3ページをお開きください。

今回の補正は500万円を追加するもので、補正後の予算総額は31億2,130万3,000円となります。

補正の概要でございますが、本日配付いたしました資料によりご説明いたしますので、議案第10号から12号参考資料をご覧ください。

なお、議案第11号及び12号につきましても、この資料によりご説明申し上げます。

補正予算（第1号）でございますが、平成24年度のごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費について、本年2月の組合議会において議決されたことに伴い、所要の経費を計上したものでございます。

主な経費といたしましては、委員会開催等に伴う議員報酬や証人尋問に係る費用弁償のほか、会議録調製や弁護士への委託料などとなっております。

なお、財源につきましては、繰越金を充当したものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号））」についてご説明申し上げます。

本案は議案第8号と関連しますが、臨時職員を雇用するための予算について、本年3月末までに補正予算にて措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成24年3月26日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるようとするものでございます。

議案第11号の3ページをお開きください。

今回の補正は487万3,000円を減額するもので、補正後の予算総額は31億1,643万円となります。

補正の概要でございますが、先ほどと同じ議案第10号から12号参考資料をご覧ください。

中段の2、補正予算（第2号）でございますが、職員1名の退職及び臨時職員1名の雇用に伴い、所要の経費を調整したものでございます。

主な内容は、職員1名の減に伴い、給与等665万2,000円を減額し、併せて臨時職員1名の増に伴い、賃金等177万9,000円を追加するもので、合わせて487万3,000円の減額となっております。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第3号））」についてご説明申し上げます。

本案は、ごみ処理施設用地として都市計画決定を受けている施設内の未買収地を購入するため、早急に予算を措置する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成24年4月6日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるようとするものでございます。

議案第12号の3ページをお開きください。

今回の補正は1,376万3,000円を追加するもので、補正後の予算総額は31億3,019万3,000円となり、前年度同期と比較しますと、額にして1億1,825万9,000円、率にして3.9%の増となります。

補正の概要でございますが、先ほどの議案第10号から12号参考資料をご覧ください。

下段の3、補正予算（第3号）でございますが、未買収地の土地について地権者の方より買取りの申し出があり、合意に達したため、購入したものでございます。購入面積は4筆で2,428m²、経費は土地購入費1,374万3,000円のほか、収入印紙代2万円でございます。

なお、購入した土地につきましては、次のページに図面を添付しておりますので、確認いただければと存じます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

資料の説明がなかったので、この参考資料に基づいてあれですね、利率が0.04%から0.09%に変わったとか、そういうのがあってこういう補正予算になったということですね。この資料の説明はなかったですよね。

○総務課長（中村秀憲君）

失礼いたしました。議案第9号参考資料の3の概要のところに表を載せておりますけれども、それぞれ3基金のうち、財政調整基金については利率が0.04から0.09、用地取得基金につきましても同じく0.04から0.09ということで利率が高くなつたものですから、積立てる予算が不足したということでございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。これによって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

臨時職員の1名雇用に伴う増というのがありますけれども、臨時職員の雇用形態を教えてください。

○総務課長（中村秀憲君）

契約期間は1年、雇用期間は1年ということでございます。賃金につきま

しては、日給が5,700円となっております。また、臨時職員が公務のために旅行したときは、行政給料表2級の職員が受ける旅費に相当する額を支給することとしています。

以上でございます。

○1番（林田 勉君）

ちょっと確認なんですけども、退職された方を再度臨時職員として雇用されたというふうな理解でよろしいんですか、それとも新たに採用されたということですか。

○総務課長（中村秀憲君）

退職された方をそのままというわけではございません。ただ、雇用した方は、以前組合に勤務されていた方で、もっと前に退職された方でございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。笠井議員。

○7番（笠井良三君）

臨時職員ですね、増加したと。1人やめて1人増加したと。どういう仕事を主にされる方ですか。

○事務局長（松尾博之君）

実は退職した職員は、今年50になる職員でございまして、定年前に退職をした職員でございました。

それで、本人が表明されたのが昨年の盆過ぎ、1年前でございまして、本当に50の年、10年残してやめるのかという確認を再度ずっと行っておりまして、今年の正月あたりに覚悟を決めましたということの表明をなされまして、それから管理者と協議をしましたところ、新たに正職員として採用するのは、この組合の現状を考えれば非常に難しいだろうという判断の元に適任者がいるかということで、先ほど答弁いたしましたO Bの方がたまたま地元にいらっしゃいましたので、その方にお願いをし、現在、西部リーセンターの受付関係を行っていただいているというところでございます。

その方が愛野町在住なものですから、やはり地元が一番いいだろうというふうに判断して、日々の受付等を中心に行っております。それ以外の、本来予算とか、そういうたった地元協議とかは私どもここの本体施設職員のほうで対応しておると。やはり臨時職員は臨時職員でございますので、責任の分野というのは、ほぼここの本体施設の正職員で請負いまして、日々の受付業務を臨時職員のほうで対応してもらっているということでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

そうしますと、50で退職された方というのは、これは西部リーセンタ

一で働いておられた職員の方ですか。どういう関係なんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

退職されましたのは、島原にあります東部リレーセンターに勤務をしていたときに退職をされました。それで、臨時職員でお願いした方が愛野町在住だったものですから、西部リレーセンターで勤めていた職員を東部リレーセンターに回し、西部リレーセンターに臨時職員をお願いしていると。

もう1つ理由がありますのは、私ども本体に勤めている職員が近いところがカバーしやすいだろうという判断も併せて行っております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

ちょっと関連しますけれども、正職員は60が定年ですけど、臨時職員に至っては定年退職という期限があるわけですか。

○事務局長（松尾博之君）

臨時職員は、雇用形態が先ほど答えましたように1年契約でございますので、年齢的なものについては今のところ設けておりません。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

わかります。臨時職員は1年契約の継続と。継続も多々あろうと思いますし、慣れた方をずっと、何事も障害がなかったら継続していくと。契約は1年ですけれども、ずっと契約は順調に延びてくるということで、やっぱり正職員は60が定年だけど、臨時職員は契約によっては60を過ぎても雇われるという解釈でいいんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

おっしゃるとおりです。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号に対する質疑に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

今回、図面で黄色の土地を新しく買ったということですが、これは、利用目的はもう決まっているんですか。

それともう1点は、あと未買収として11筆あるということですけれども、これも積極的に買収出来るように働きかけていくんですか、お願いします。

○事務局長（松尾博之君）

まず、図面上の黄色の部分の今回買収した土地につきましての利用計画でございますが、ございません。

今、この組合の施設につきましては、現在の用地の中で稼働いたしておりますけれども、ただ、先ほどから説明申し上げておりますとおり、本組合敷地は全て都市計画決定を行っていると。これは、諫早市は都市計画決定をしておりますので、これら付近は調整区域ではございますけれども、ごみ処理施設を造る場合は先にまず都市計画決定をしなければいけないという約束がございます。

その都市計画決定をした敷地内につきましては、買取り申入れがあれば、利用計画はなくとも、計画決定をした責任上、組合が買収をしなければいけないという取り決めになっておりますので、申入れがあった赤のところもあれば買収をせざるを得ないということで、土地基金も確保いたしておりますと、理解いただければというふうに考えております。

なお、この黄色の部分につきましては、4月に買取させていただいて、地元の協議会と相談をし、もうシーズンは過ぎましたけれども、ヒマワリを約26,000本咲かせるとか、そういった環境整備でのんの温水センターの利用増の一環につながればということで、現在ヒマワリを植えて、次、秋にはコスモスを植えようかなと、そういう景観整備の土地としてしか使いようがないというふうに考えておるところでございます。

それから、赤のところを積極的に買収するかの点につきましてでございますけれども、積極的にとは私の中では思っておりません。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

利用方法として、ヒマワリとかコスモスという話がありましたけれども、これはどこで決めるんですか。

○事務局長（松尾博之君）

地元の協議会とも話をしながら、やはり景観に配慮した、あと管理がしやすい、そういう部分の花を選んでおります。どこで選んでいるかといえば、事務局と地元の協議会と話し合って、第1回目ですけど、決めておるような次第です。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

私も上田議員とそう変わらない意見でございますけれども、例えば、都市計画をしてきたならば、その未買収地は申入れがあつたら必ず買わなければならぬという取り決めは初めて聞きましたけれども、私も建設当初から反対がいっぱいあって売らないんだということで、計画変更ということとしてなされたですね、施設の建設なんか。私こう見れば、こちら辺には何かどくろのマークの「建設反対」という看板も上がっていたんじゃないかなという場所じゃないかなと私は思っております。しかし、そういう取決めがある場合は。

そして、ここに単価も書いてありますね。2,428m²、4筆、購入費1,374万3,000円ということでございますが、これは当初の価格と変化があるわけですか。例えば、一番初めに提示をされて、ご協力くださいということで計上されたと思います。じゃあ、これがあったからこそ、ここに未買収として残っていたと思思いますけど、いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

まず、単価の問題でございます。

ご提示を申し上げていますとおり、5,660円、最初の場合はこれが6,050円から6,300円の間で当初の買収価格の設定をし、買収を続けておりましたけれども、管理者の指示により、この単価につきましては鑑定評価をしなさいと、時間も経過し過ぎているのでということで、改めて鑑定評価をした金額がこの単価の5,660円という鑑定評価の結果でございます。

その鑑定評価額でそのまま地権者に交渉を行い、妥結したという結果になっております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

今の言葉で、所有者に打診したばいということですが、向こうから売るということで先に来たんでしょう。こっちから売ってくださいと言ったわけじゃないということでちょっと今、理解したいと思います。

もし例えば、この建設をずっとする経過の中で、やっぱり売らない理由があつたんですよね、売れないんだと。今、計画を見直せとかなんとかいう話も出ておりますけれども、この施設を造るときによって土地が必要だからお

願いしますということでお願いをした。そのときは大きな拒否をされて、いろんな反対運動が起きたわけです。今更なってと私は思いますけれども、今まで売れなかつた、向こうから申入れがなかつた理由というのは何か聞かれましたか。

それと、買収の申込みがあった場合、買わなければならぬ。その買わなければならぬという物事はいいんですけど、定価も定められているんですか。例えば、今の地価の評価で売買しなさいとか、以前、表記をされた価格で売買しなさいと、そういう取り決めはあるんですか。

○事務局長（松尾博之君）

当初の経過を私が聞きましたところ、やはりダイオキシンの問題とか、当時、先ほど管理者が申し述べたようにダイオキシン問題がかなり脚光を浴びていた。その施設をなぜ造るんだという、そういった基本的なところでの反対運動が起きていたと。それで、この赤のところも含めまして売らないということが強く、また看板も立っていたということは事実でございます。

ただ、それから時間の経過とともにご本人様が亡くなられるとか、遺産を受けた方が売っていいよとか、そういった部分が過去にもあっております。今回の場合は、あくまでもご本人さんから出来たら買ってほしいというのを町内会長を通じて申入れがございましたので、私どもとしては以前の単価では時間が経過し過ぎているので、鑑定評価を行ったと。

今後、やはり同じような申入れが、この一、二年の場合はこの額でそのままと思いますけれども、これがやはりあと五、六年経った場合、また同じように鑑定評価を取直して買収を、単価が妥結すれば買収をしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○2番（馬渡光春君）

今、上田議員が申されたとおり、買っても全部緑地帯、それとも環境整備、今、言われたようにヒマワリとかコスモスとか、そういうことに利用するほかはないんですよね。あと未買収地が何筆ですか、3人の11筆あるわけですね。幾らですか、9, 234 m²。今、当組合は土地の買収基金といって7, 900万円、今度は1, 300万円出ましたので、また減るわけですね。

この未買収は、もし購入を申入れた場合、その7, 900万円、ちょっと今度使われまして、6, 600万円ですか、それで対応出来る価格なんでしょうか。

それで、誠に事業自体も運営が大変厳しくなって、用地取得基金より財政調整基金に回していただきたいという気持ちもあるわけですけれども、そういう中において、今まで本当に協力的じゃなかつた人たちの申入れがあつた場合、その6, 600万円の中から土地を購入しなければならないのか。私

は来られたときに、今まで100万だったけど、50万にしてくれんでしょうかと、そういう交渉はできないわけですかね。

本当に本体が出すところはしょうがないんですよ。しかし、それをするために頭1m、底まで3mという里道も造ったんですよね、いろんなところでですね。そういうとてこの事業に対しては本当に大きな経費が掛かっているということも事実でございます。

だから、この未買収を一応申入れがあった場合は、その6,600万円の用地取得基金の中で足り得るべきなんでしょうか、どうでしょう。

○事務局長（松尾博之君）

まず、買取り請求につきましては、都市計画法上の問題ですので、確実に申入れがあれば、計画決定をした組合の責任としてやはり買収はしなければいけないと。

次に、今の用地取得基金で賄い得るのかと、残りにつきましては。それは十分賄える基金の手当てをしておるというところでございます。

価格は、現在の鑑定評価の価格に基づけば買収出来るということでございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第13号「平成23年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算

の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけてまして、議会の認定に付するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により平成23年度の決算概要をご説明申し上げます。併せて決算書のほうもご覧いただきたいと思います。

成果説明書の5ページをお開きください。

決算書では1ページから4ページでございます。

以下の段の7、平成23年度決算収支の状況の表中、23年度の欄をご覧ください。

平成23年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額31億4,252万771円、歳出総額28億1,633万1,008円となり、歳入歳出差引額は3億2,618万9,763円、翌年度に繰越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額で、前年度に対し7.9%の減となりました。

続きまして、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。

成果説明書の6ページ、7ページをお開きください。

決算書では、9ページから12ページでございます。

6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の前年度決算額との比較、下の段③は過去5年間における決算額の推移をグラフで表しております。

なお、歳出につきましても同様の体裁でございます。

まず、1款分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で、平成23年度は平成22年度分の特例措置の終了に伴い、前年度比5.9%増の25億円でございました。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書10ページの備考欄に記載しております。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、1項使用料及び、2項手数料合計で1億8,412万8,000円でございました。内訳として、1項使用料は、九州電力等が組合敷地内に設置した電柱等に係る敷地使用料で約2万1,000円、2項手数料は、一般家庭や事業所等から直接施設に持込まれた一般ごみ約30,000tに係る手数料で、前年度比1.8%増の1億8,410万7,000円でございます。

4款財産収入でございますが、組合が保有する基金の預金利子で基金現在高の減及び預金利率の低下により、前年度比50.6%の減の15万3,000円となりました。内訳につきましては、決算書10ページ備考欄に記載のとおりでございます。

5款繰入金は財政調整基金からの繰入金で、前年度比36.5%減の8,900万円でございます。

6款繰越金は平成22年度からの純繰越金で、前年度比25%減の3億5,410万9,000円でございました。

7款諸収入でございますが、款計で前年度比6.9%増の1,513万1,000円となっております。内訳として、1項組合預金利子は、歳計及び歳計外現金等に係る預金利子で21万3,000円、2項雑入は決算書の12ページに内訳を記載しておりますが、主なものは余熱利用施設の指定管理者から納められた上水使用料1,229万7,000円、施設の発電による余剰電力販売料98万8,000円、有価物につきましては、ごみとして持込まれた段ボール等の売扱料として58万8,000円などでございます。

なお、不納欠損及び収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きください。

決算書では15ページから22ページでございます。

まず、1款議会費でございます。平成23年度は、ごみ処理施設に関する調査特別委員会を新たに設置したことにより委員会活動が増加したことに伴い、決算額は前年度比172.1%増の382万円で、執行率は46.3%となっております。

不用額の主なものは、議員報酬や調査特別委員会における証人尋問が翌年度となったことなどによる費用弁償及び議事録作製に伴う事務的委託料の執行残等でございます。

次に、2款総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所経費、基金積立金、監査委員費などでございます。平成23年度は、総務費で支弁する職員1名の増や拡張請求に係る申立手数料の増により、決算額は前年度比13.9%増の7,442万4,000円で、執行率は95.9%となっております。

不用額の主なものは、職員手当等の執行残、施設清掃業務の入札執行残などでございます。

3款衛生費は、ごみ処理や余熱利用施設に係る費用で、平成23年度はLNGの価格高騰による燃料費の増加が見られましたが、発電効率の改善に伴う電気使用料の削減や整備計画に基づく東西リーセンターの点検整備に係る経費が減じたことなどにより、決算額は前年度比0.5%減の13億8,249万8,000円で執行率は88%となっております。

不用額の主なものは、光熱水費のほか、運転委託業務の入札執行残などでございます。

なお、9ページ中段の②款別決算額前年度比較の3款1項3目余熱利用施設費の決算額は、前年度比31.5%増の2,298万2,000円で550万円の増となっております。

増加要因につきましては、平成22年度は指定管理に係る事業収支が200万円を超える赤字となつたため、指定管理者との協定により約514万円を支出しておりましたが、平成23年度からは指定管理者から提出される事業計画の内容を組合で精査の上、年度協定書により当該年度の指定管理料を1,000万円と定め、支出したことによるものでございます。

次に、4款公債費でございますが、成果説明書の12ページから13ページに9、地方債の状況を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

公債費は組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに緩やかに減少しており、決算額は元金12億1,379万7,000円、利子1億4,179万2,000円で、合わせまして前年度と比べ0.1%減の13億5,558万9,000円となっております。

13ページの③公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額、次の段の（1）一般廃棄物処理事業債はごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度となっております。

その下の段の（2）一般単独事業債は余熱利用施設建設に係るもので、償還期限は平成32年度となっております。

なお、下の段④には地方債現在高の推移を掲載いたしております。おそれ入りますが、8ページ、9ページにお戻りください。

最後に5款予備費でございますが、充用する案件がなかつたため、予算額1,000万円全て執行残となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、関連いたしまして、成果説明書の10ページには用役費の前年度比較及び19年度以降の推移を掲載しております。

また、11ページ上段には人件費の前年度比較、中段には基金の状況について掲載いたしております。

なお、7月23日に監査委員によります決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいたところでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しいただきたいと思います。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までとなつ

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずは歳入に対する質疑に入ります。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

総括的にございますけれども、23ページの実質収支に関する調書の中でございますけれども、前年度の繰越金が3億5,410万円、それで基金繰入れをして8,900万円、そして、平成23年度の繰越金が3億2,619万円ということで、単年度収支は赤字になっているんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○総務課長（中村秀憲君）

組合ではそういう単年度収支とかいう財政指標はございません。計算しておりませんけれども、確かに23年度は前年度よりも2,790万円減少はしております。実質収支額が2,800万円程度は減少しております。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

22年度からの繰越金が3億5,410万円、その中には、そして足らなくて基金の繰入れを8,900万円しているわけですね、財政調整基金の中から。それをして次の繰越金は3億2,619万円ということで、今年度から、平成24年度、今は23年度の決算ですけれども、8,900万円の出どころもなくなって、あと七十何万しか残っておらんと。

こういう形の中で、平成24年度の財政が大丈夫かなと。極力経費を抑えて不用額を残していかなければ、基金を繰出し、大体足らんとを基金からずっと繰出して調整をしてきた、その調整する財政調整基金がなくなったと。底を突いたということでございますので、今後の運営というですかね、どのように考えておられるかなと。

やはり今までの用役費が大分下がってきて、ようよう出来ておるようございますけれども、極力経費を抑えてこなければ、経費の削減だけしか、あとは負担金を上げるだけしかないという格好になってきているんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○総務課長（中村秀憲君）

おっしゃるとおりでございまして、歳出の抑制というのは私どもの最大の課題でございます。

今まで財政調整基金を取崩してまいりましたけれども、これは各構成市の分担金の増加を抑制するために取崩してまいったという経過がございます。

24年度につきましては、総額で2億円でしたか、増やさせていただいておりましたけれども、歳出の規模がこのままでいくならば、財政調整基金の取崩しに頼らず、加えて各市の分担金も増額をしなくていいのかなという計

算を今のところしておりますけれども、昨今のLNGの単価が増加したりしているという、そういうふうな要因もございますので、なお慎重に検討してまいりたいと考えております。

○2番（馬渡光春君）

今、言われるよう、削減出来るのは用役費とか、大きな金額を削減しなければ、結局上げているのは各市の分担金、やっぱりごみ代に相当金が掛かり過ぎて各市でも大変だなと思っております。

今、言われるよう、処理が順調にいって、ある程度の経費が大分削減されてきたということで、これは朗報でございますけれども、やっぱり基金が底を突いたと、いつ何が起きても負担金しか頼られんという状況はちょっとおかしいなと思いますので、ある程度の財政調整基金を確保しながら運営していくかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、その点よろしくお願ひいたします。

○管理者（宮本明雄君）

ここは広域環境組合で一部事務組合でございまして、基本的には、要するに分担金でその年度の会計を賄うというのが基本でございます。それが基本で、ですから、毎年分担金がその翌年度の事業費に応じて上下していくというのは、これはやむを得ない部分でございます。

この特色ですけれども、まず28億円、30億円弱の総予算の中で13億5,000万円、45%ぐらいになるんでしょうか、それが48%ですか、構成比率にいいますと、それが公債費ですね。俗に言う借金の支払いに回る金。それと、物件費がまた44%ぐらいあると。これが大きな要因を占めています。両方で90%ぐらいになっていくというようなことでございまして、公債費はご存じのように平成31年ぐらいにならないと大幅には減額してこないと。利子額とかは変わって、元本を払う率が多くなってきておりますけれども、そういう財政構造にあるということでございまして、基本的には一部事務組合ですから、そこに財政調整基金を多額に持っていること自体が非常に仕組みからいうとノーマルな姿ではないというようなことでございまして、今回、専決の案件が多うございましたけれども、何か突発的なことが起ると、そのたびに議会のほうに予備費で対応できない部分については、専決並びに議会の開催をお願いするということにならざるを得ないということでございます。

退職金とか、そういう一部の予定される部分については積立てをやっておりますけれども、ほかの基金ですけれどもやっておりますけれども、そういう部分について毎年ある一定の額が変わっていくということは、ある意味やむを得ないんじゃないかなと。この組合の性格からして、そういうことにな

らざるを得ないんじやないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

歳入についてほかにございませんということでございますので、次に歳出に対する質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、これを認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は認定することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。13時再開いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5「ごみ処理施設に関する調査特別委員会調査報告について」を議題といたします。

ごみ処理施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。西口委員長。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査報告をさせていただきます。

ページ数が56ページにわたっておりますので、かいつまんで報告をさせていただきます。

まず、調査の趣旨については、本施設は稼働直後からトラブルが発生し、当初計画の処理ができず、他自治体へのごみ搬送などの事態に至った。その後、補強工事、改善改良工事により処理能力は計画を達成出来るようになつ

たが、処理コストは計画の約2倍になっている。このような状況を踏まえ本施設の建設の経緯、また、本施設について組合が支出した経費が適正と言えるか、本施設が当初予定した処理性能、コスト性能を有しているかなどについて、本調査特別委員会を設置して調査することといたしました。

委員会の概要については、平成23年8月22日の組合議会定例会において議決をされ、委員の定数は7名で構成をされております。

調査事項は、JFEによる県央県南クリーンセンターの施設の設計、建設に関するごととしております。

本施設の設計、建設に関するこれまでの経緯についておもだつものを挙げさせていただきます。

平成11年4月9日、県央県南広域環境組合を設立。

平成14年8月12日、第9回機種選定小委員会で、熱分解ガス化溶融炉方式に決定。

平成14年10月11日、指名審査委員会において、指名業者6社、川崎製鉄、新日鐵、日本鋼管、タクマ、荏原製作所、日立造船に決定。

平成14年10月30日、予定価格調書作成、入札執行、川崎製鉄が140億円で落札。

平成14年12月2日、当初覚書の締結がなされております。

平成16年12月22日、変更覚書の締結がなされております。

平成17年4月1日、県央県南クリーンセンター、東西リレーセンター供用開始。

平成17年12月15日から平成19年3月30日まで、4か所の補強工事が行われております。

平成19年6月23日から平成20年3月23日まで、改善改良工事が行われております。

平成20年9月30日、JFEを相手に17年から19年度分の超過経費、約19億7,000万円を提訴し、受理されております。

平成24年1月19日、JFEを相手に20年から22年度分の超過経費、約11億4,000万円を拡張請求しております。

委員会の開催状況については、委員会は23回、うち、証人尋問は7回開催いたしました。

平成23年8月22日の第1回委員会から平成24年3月21日の第13回委員会まで、組合、JFEに記録の請求、提出された記録に対し説明員による説明、質疑、さらに資料の精査を行い、13回委員会までに組合関係者7名、JFE関係者4名、元コンサルタント1名の証人尋問を決定し、日程及び尋問事項並びに出頭要求を決定いたしました。

平成24年4月11日から証人尋問に入り、第17回委員会において重野淳氏の再証人尋問を5月18日に行うことを決定いたしました。

また、第19回委員会においてJFEの奥村寛氏の証人尋問を6月4日に行うことを決定いたしました。

最終委員会の第23回委員会におきまして報告書内容の決定を行いました。

証人、説明員の出席等につきましては、出頭を求めた証人は、重野淳氏の再証人尋問を含め、延べ14人の証人尋問を行いました。調査期間が長かつたため、調査期間を3つに区切って2人ずつそれぞれ担当を決め精査をしていただき、証言を求める事項に沿って尋問事項書を作成し、証人尋問を行いました。出席を求めた説明員は、組合事務局長の松尾氏に3回出席をしていただき、組合から提出された記録の説明と質疑を行いました。出頭、証言の拒否はありませんでした。記録、資料の請求及び提出につきましては、地方自治法第100条第1項の規定により、記録の請求は組合に対し8回、JFEに対し4回の記録の請求を行いました。

組合側からの資料提出は幾つかの不存在はあったものの、ほとんど提出があり、第1号証から甲第59号証までございました。JFE側からの資料の提出につきましては、存在、不提出がございました。提出されました資料は乙第1号証から乙第3号証でございます。不提出については、再度請求をさせていただきました。記録の提出拒否については、JFEが県央県南クリーンセンター施設稼働後、貴社が負担した経費内訳の記録提出請求に対し、JFEから回答書が送付されました。提出については、JFEから、現在、JFEと本組合の間で係争中の損害賠償請求訴訟において、本組合が本件と同じ記録の請求を求め、これに対し裁判所がいまだ判断していない状況である旨の申し出がなされているところ、本委員会は正当な理由でないとまでは言えないと判断いたしました。

次に、調査の内容と結果について報告させていただきます。

まず、ごみ処理基本計画について。

組合では、平成11年12月にごみ処理基本計画を策定し、計画施設規模を決定いたしました。

計画年間日平均処理量は、平成11年から平成26年までの組合におけるごみ量推計を出し、目標年次である平成21年の221.14tを計画年間日平均処理量といたしました。これにより施設規模は1日当たり221.14t割る実稼働率0.767割る調整稼働率0.960、約1日300tで、年間計画処理量80,665tは、目標年次の平成21年の年間計画日平均処理量221t掛ける365日であり、組合が求めた施設規模は1炉100tの3炉で300tの施設規模であります。

次に、機種選定について。

組合は焼却炉の場所と機種の選定作業に当たって、それぞれに小委員会を設置して選定作業に当たった。機種の選定については、機種選定小委員会が平成11年7月3日に4名の委員によって発足、互選により吉岡島原市長を委員長に選任した。以後9回にわたり機種選定小委員会が開催され、最終的に熱分解ガス化溶融炉方式が方式として決定をされた。

本委員会における検討内容として、第1回機種選定小委員会で共通意見として「実績を重視して選定してはどうか。」「今回の施設を実証炉にしたくない。」といった共通意見が出されていたにも係わらず、最初から全く実績がなかったガス化改質式が採用候補の5方式の中に入っていたのは不可解である。

第4回機種選定小委員会の委員長報告で川崎製鉄所の視察報告をされているが、この視察は機種選定小委員会の正式な視察報告書にも記載がなく、管理者にも相談なく行われた視察を小委員会で報告された。採用の条件として、1日100t以上の実稼働施設の建設実績、または1日100t以上の受注実績があることとあったにも係わらず、平成11年9月に建設された川崎製鉄所の実証炉と同機種を選考対象として追加をされた。

第5回機種選定小委員会でメーカーヒアリングの結果として作成された各社見積設計内容一覧表、調査結果総括表に出ている川崎製鉄所のデータと本格稼働後の実績とが余りにも隔離し過ぎている。メーカーヒアリングの際に川崎製鉄所が出された数値は裏付けがあったのか疑わしい。

第8回機種選定小委員会に提出された資料にドイツのシーメンス社のガス化溶融炉の事故の新聞記事が紹介されていた。我が国では三井造船が既に導入をしており、既に福岡県八女市と愛知県豊橋市で設置を進めていたが、本契約を延期して調査を開始するなど、きちんと受けとめていたが、本組合としても、しっかりとした調査を行うべきであったと思う。

調査結果総括表の中で、ガス化改質式については、工程とか信頼度で不安が残ると評価されたにも係わらず選考対象として残ったことは解せない。

サーモセレクト社が建設したドイツのカールスルーエの施設が平成11年12月に事故を起こした記事が「週刊金曜日」で紹介をされている。元管理者の吉次氏の証言では、「小委員会のほうで調べたとは思います。」と証言をされているが、もっと徹底した調査をすべきだったと思う。

組合に提出された川崎製鉄のサーモセレクト方式の資料の中に、ドイツのカールスルーエの施設を紹介し、既にドイツ国内4か所で採用されるとあり、稼働中としてカールスルーエ、建設中としてアンスバッハ、スイスのテチーノ、承認待ちとしてドイツのハナウとヘルテンと紹介されていた。しかし、第8回機種選定小委員会開催前の平成12年8月にドイツのハナウが認可差

止め、平成12年9月にスイスのテチーノがキャンセル、平成13年6月にアンスバッハが契約破棄ということで、第7回機種選定小委員会から第8回機種選定小委員会まで時間的余裕も十分にあり検討の余地はあったものと思われる。

熱分解ガス化溶融方式の中でガス化改質だけは全く実績もなく、ドイツにおいても契約破棄、キャンセルなどが相次いでおり、しっかりとした調査をすべきであったと思う。

当時の時代背景、特にダイオキシンの問題、また、最終処分場の問題があり、川崎製鉄から提出された資料を見ると、機種選定小委員会としては熱分解ガス化溶融方式の候補の中にガス化改質式を加えたものと思われる。

当時、国（旧厚生省）は、ダイオキシン対策として、ごみ処理広域化の大型焼却炉導入を推し進めていた。また、焼却炉についても、ごみ処理施設の次世代型としてガス化溶融炉へ誘導していた。

機種選定小委員会については、議事録が存在せず、メモであったために肝心な部分で証言が得られず、不十分な追及にならざるを得なかった。また、13年の時が経過しており、証人の記憶も曖昧な部分が多く、きちんと証言を引出すまでには至らなかった。

第1回の機種選定小委員会の委員会の方向性、性格の骨格とも言うべき重要な3項目を決定している。注目すべきは入札によって機種を選定するという入札方式までは言及していることである。これは当時、国、県が施設整備計画書に盛り込む焼却炉について、機種を選定と指導していたことに対し、機種でなく方式を決定して、機種の選定は入札でなければ市民の理解は得られないとして相当の押し問答があり、譲れない一線として入札による機種の選定を選択したことは評価出来る。

次に、発注仕様書について。

平成14年8月にコンサルタントの総合エンジニアリングの協力の元、県央県南環境センター（仮称）建設工事発注仕様書として完成。今回の処理施設については、性能発注方式を行っており、組合が求める施設の処理能力、性能について発注仕様書として処理施設メーカーに提示している。

記載された主な内容は、公称能力として指定されたごみ質の範囲内で1日300tの処理能力を有することとする。

保証事項として、本施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により確保されなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは当局の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならないと責任施工を記してある。

ごみ処理能力の保証事項として、指定されたごみ質の全ての範囲について

24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足することと記してある。

次に、応札条件について。

応札条件は、処理施設を建設当時、処理施設を建設したメーカーに運転をしてもらうことになると、運転経費がメーカーの言い値になるということから、運転経費を規定する方法として、組合とコンサルタントとにより考え出された手法であり、当時余り例を見ない方法であった。平成14年4月15日に応札条件にかかる資料の提出依頼を組合から見積業者4社に依頼をし、平成14年5月1日、応札条件にかかる回答書として提出を求めた。用役費や人件費を含め取組み可能な形での平均的費用から応札条件が取りまとめられ、平成14年10月15日に組合から指名業者6社に提示をされた。記載された主な内容は、年間経費の総額が年間6億7,500万円以内に収まるように各経費の調整がなされることを前提とする。

応札をする場合は、ごみ処理施設の年間平均経費が6億7,500万円以内に収まるよう経費の内訳書を提出すること。以上の提出される年間経費は保証事項となる。

以上の応札条件の全てを満たすことができない場合は指名競争入札参加指名通知を取消すこととすると記載されていた。

本委員会における検討内容として、組合側の意図としては、平成21年度予測の管内のごみ排出量と平均的なごみ質を提示し、この処理経費が6億7,500万円以内で収まることであり、組合の運営としては当然の考え方であったと思われる。

次に、年間経費内訳書について。

平成14年10月15日の組合側から応札条件に対し、平成14年10月22日に川崎製鉄大阪支社長名で組合側に提出されたもので、記載された主な内容は、ごみ処理施設の経費は、年間経費は5億8,652万8,000円で、ごみ1t当たりの経費は7,271円である。

本委員会における検討内容として、双方の証人の証言から、応札条件に対し、川崎製鉄は応札条件の6億7,500万円に近い数字で提出したもの、組合側の指摘で再提出したことである。組合側の証言では、応札条件の根拠となるメーカー聞取りの段階では5億8,700万円の数字を提示し、入札前に変更する根拠を求めたところ、聞取りの段階での数字を提出したことであった。川崎製鉄の認識は当初より違っていたと推察される。川崎製鉄側は運転コストについては、実際の稼働以降に詰めるべきものとの考え方で、それまでの稼働実績実例を持たない中で経費試算されたのではないかという疑問が残る。つまり入札参加を優先し、処理コストについては、希望的な努力目標、または機械性能の過大評価の基で対応した感がある。

次に、入札について。

平成14年10月30日、指名業者6社による入札が行われた。調査した主な内容は、10月30日に予定価格調査書作成が行われ、設計額が182億8,029万円、予定価格が162億6,947万円、最低制限価格が138億2,905万円であった。

入札の結果は、日本鋼管が143億5,000万円、川崎製鉄が140億円、荏原製作所が135億7,150万円、日立造船が134億2,500万円、タクマが122億6,000万円、新日本製鐵が121億円で応札し、最低制限価格が138億2,905万円ということで、140億円で応札した川崎製鉄が落札した。

吉次証人は、最低制限価格の設定に対して、地方自治法上認められており、また、余り安くても品質に問題があり、そういうもろもろのことを考えて導入した旨、証言した。

会計検査院による講評において、「最低制限価格を設けるには合理的理由が必要」との指摘を受けた。

本委員会における検討内容については、最低制限価格を設けたことについては、入札の前提として指名業者について、指名審査委員会において一流企業6社を厳選している。さらに検査においての指摘、その後の改善状況を考えると最低制限価格を設ける必要があったのか疑問が残る。

次に、性能保証に関する覚書について。

県央県南環境センター（仮称）建設工事の契約に当たり、組合と川崎製鉄株式会社大阪支社との間でガス化溶融施設の性能を担保するため、入札指名業者への応札条件及び見積内訳書に基づき、ガス化溶融施設の性能確認に対し、覚書を交わすものとした。平成14年12月2日付で組合管理者と川崎製鉄株式会社大阪支社長との間で締結された。記載された主な内容は、本施設の保証期間は正式引渡しの日より5年間とする。また、前記期間に係わらず川崎製鉄の故意、または重大な過失により生じた瑕疵について、瑕疵担保期間は15年間とする。瑕疵と判断された場合には、川崎製鉄は無償で保証する責を負うものとする。

本施設の用役費、副産物再利用経費、維持補修費、運転管理人件費の総額は年間平均5億8,700万円以内とする。

本委員会における検討内容として、性能保証に関する覚書は応札条件に文案が示してあり、落札メーカー全てに対応出来るように落札メーカーの年間経費内訳書の提示額を記入することで完成し、締結出来るものである。契約締結後、速やかに覚書の締結を行うべきもので、検討を要する作業などは考えられない。事実、契約締結直後の平成14年12月2日付締結となってお

り何ら疑問の余地はないものと考えていた。

覚書の原案になかった追加された文章、覚書の前文最後の「なお、可及的速やかに実施設計の内容を踏まえ、本覚書の項目、内容を追加、修正後、性能保証に関する覚書（変更）を締結するものとする。」とあり、契約直後から変更を前提とするところに疑問が残った。これに対する説明として実施設計の内容を踏まえ、ガスや電気の供給条件等を含め、より正確で細かな精算方法（精算ルール）を作り上げていくために、覚書で示した金額を具体的な用役量で規定することとし、覚書の変更について、組合、JFE双方合意としたとのことであった。

JFE佐藤証人の証言で、覚書の協議は平成15年秋、または16年頭までかかったとのことであり、JFE証人の全員が若干の時期のずれはあるものの、書類に残る平成14年12月から大幅に遅れ、川崎製鉄が日本鋼管と合併後JFEという新会社となった以降の締結との証言があった。しかし、組合の証言では公式文書が示すとおり、平成14年12月の起案で川崎製鉄からの文書返送の遅れがあったものの、平成14年度内には事務的処理は終えていたとのことで証言の食違いが見られた。文書的には組合の証言が正当と思える。

なぜ締結が遅れたのかの問い合わせには、JFEは組合の都合との証言のみで、明確な理由の説明がなかった。もし、JFEの主張どおりに覚書締結が遅れたとするなら、考えられる理由は、年間経費に関する考え方について、組合と川崎製鉄の合意に至らず、前述の変更覚書締結を覚書において明記することでの合意に至ったものと推察される。しかし、これはJFEの主張の期日を前提としており、日付に食違いがあっても本調査目的に影響を受ける内容とは思えず、公文書の日付をもって判断することが妥当と思う。

性能保証に関する覚書（変更）について。

組合とJFEエンジニアリング株式会社とは、県央県南環境センター（仮称）におけるガス化溶融施設の性能を担保するために、組合と川崎製鉄株式会社との間で締結された性能保証に関する覚書に定める諸条件について、本施設の実施設計の内容を踏まえ変更することとし、平成16年12月22日に組合管理者とJFEエンジニアリング株式会社九州支社長との間で締結され、主な変更内容は、覚書と以下の書類（工事請負契約書、実施設計書、会議議事録、発注仕様書、契約設計図書、応札条件にかかるる資料の提出依頼書、入札指名業者への応札条件及び指摘事項回答書、入札にかかるる質問に対する回答書）との間に矛盾、齟齬がある場合は本覚書の規定が優先するものとし、各書類間に矛盾、齟齬がある場合は号数の若いものの規定が優先するものとし、書類間に優先順位がつけられた。

前提条件として、用役、運転経費及び維持補修費の補修の対象範囲は本施設の処理能力に直接かかわるもののみとし、基準ごみ2, 000 k c a l / k g で、年間80, 665 t を処理することを前提とする文面が加えられた。

用役に関しては金額で規定したものを量に置きかえて、その保証に関しては別紙に各用役ごと、また罰則についても、ごみ質及びごみ処理量の変動などに対する保証範囲に対し具体的な内容を定めた。

運転経費及び維持補修費の保証については、3年ごとに精算及び見直しを行い、この3年間の総額を14億6, 100万円以内とするということで、毎年の見直しを3年ごとに変更された。

搬入されるごみの量、質が前提条件と異なる場合において罰則などの規定は適用されないという規定（免責規定）が加えられた。

本委員会における検討内容については、組合重野氏の証言においては、金額から量への変更は実施設計書の作成に合わせ、より具体的な精算が出来るように進められたもので、基本的内容は、応札条件、覚書の考え方を踏襲するものであるとの組合の認識が示された。また、J F E証人からも金額から量への変更は変動するごみ質、ごみ量に対応する経費は薬剤、LNG、電気等の変動単価も考慮し、用役量による精算が必要であったとの証言があり、組合、J F E双方合意の基に協議が進められたと判断出来た。この考え方自体は至って合理的な精算ルールと判断出来るが、それまでの応札条件から覚書までの金額による年間経費の考えが大きく変更されたことも事実である。

J F E佐藤氏の証言によると、当初より年間経費を金額で示すことへの疑問があったようであり、J F Eとしては、覚書の締結にはこの考えを持って交渉に臨んでいたようである。入札参加のためには年間経費内訳書の提出が前提となっていたため、とりあえず出した金額の数字であったとも推察される。その根拠として年間経費内訳書の経費は、年間処理量80, 665 t、ごみ質2, 000 k c a l / k g に限ったものと主張が繰返されたが、仮に年間処理量80, 665 tかつ2, 000 k c a l / k g どおりならば年間経費内訳書の金額で確実に処理出来るという証言はなかった。

年間処理量80, 665 tかつ2, 000 k c a l / k g という基準ごみそのものが存在しない（作り出せない）ことは明白であり、J F E証人の多くが認めたところである。また、前述の年間経費内訳書の項に述べたように、その金額が絶対的な根拠のある数字であったとは思えない。処理量80, 665 tかつ2, 000 k c a l / k g のみが保証の前提となるとの主張は、J F E久野氏のみが行っており、他の証人は、変更覚書の解釈として、用役量が用役量の具体的保証内容で示した量を上回る場合は、J F Eの責任となることを認めている。この考え方に基づいて算出される経費は、組合が当然

請求出来るものと解釈出来る。つまり、変更覚書の免責規定については、当時の関係者の考えを反映した文面となっていないという結論に至った。

JFEとしては、応札条件、年間経費内訳書及び覚書までの経費の考え方ではなく、用役量に基づく経費を組合とJFE間で協議し、負担を決めていくべきとの主張で解釈出来る。当初の想定以上に経費が掛かっているという組合の基本認識と異なり、JFEはこの程度の処理経費が掛かるのが当然であるとの主張と受取れる証言もあったが、変更覚書の精算ルールに従い、期間が決められているということでの食違いはないものと考える。

協議の中で、処理経費や保証される責任の範囲について、特に免責規定については、当然説明されるべきものであるが、組合の全ての証人が協議の中でその説明はなかったと言っている。組合としては不利な条件となりかねない条項であるため、説明があれば反論し協議記録として残って当然のことであるが、明確な記録が残っていない。JFE担当者は正式協議で行わなかつたかもしれないが、再三にわたり説明を行い、その結果として変更覚書の締結が行われたと主張している。協議の記録は組合に残るのみで、JFEの証言を裏付けるものはない。しかし、保証事項について協議された記載もあり、回数を重ね、文案が固まる中で、全く説明も質問もなかったこと自体不自然に思える。もしこれが事実ならば、組合側の変更覚書締結手法の稚拙さ、不用心、不注意の責は免れない。また、同様に組合として最もよるべき根拠となる契約関係文書（応札条件・年間経費内訳書・覚書等）の位置づけが変更覚書の中で意図的とも思えるように明確に否定されており、これに気づかなければ交渉協議を行ったことの責任は重い。

しかしながら、組合側の本意は、関係4市の円滑なごみ処理と負担となる処理コストをいかに抑えていくかということであり、発注仕様書、応札条件、覚書の一連の考え方において明確に示されている。特に処理コストについては、応札条件の中で、年間平均6億7,500万円以内でという考えは、管内4市の一般廃棄物（家庭系ごみ）のごみ質、ごみ量を精査し、応札条件、応札メーカー聞き取りなど十分に行った上で提示した数字と理解出来る。組合担当者としての変更覚書締結に至るまでの一連の対応については高く評価出来るが、変更覚書に関する協議の詰めの甘さ、特に解釈に誤解を生じる免責規定の挿入や、この文書等の公表の遅れ等は組合に反省を促すべき指摘事項と言える。

次に、予備性能試験について。

平成16年10月8日から試運転が開始され、12月4日に火入れ式があり、平成17年2月21日から3月9日までの16日間にわたり、期間中1炉運転連続24時間の試験が10日間連続で行われ、処理能力の確認につい

ては、「定格の1日100tを安定して処理出来ることを確認しました。」と報告書には記してある。

引渡性能試験について。

予備性能試験に引き続き、平成17年3月17日から3月20日までの4日間にわたり引渡し後の性能を確保するため、引渡性能試験が行われた。

実施日に先立ち3月16日から定格運転に入り、「指定されたごみ質の全ての範囲について、計画量を満足することを確認しました。」と記してあり、合格と判定されている。

引渡性能試験時の処理トン数は、3月16日、302t、3月17日、311t、3月18日、287t、3月19日、213t、3月20日、233tであった。

重野証人が「試験運転の際には、JFEのスタッフが重要箇所に何人も徹夜で張りついて24時間の稼働をしている状態が試運転です。本格稼働ではJFEのスタッフがかなり抜け、事務室でも私を含んで何人かの詳しい者も抜けましたので、本格稼働は大変だろうと認識した。」と証言しております。

本格稼働後の状況について。

平成17年4月1日から2炉運転に入り操業を開始したが、処理量が計画を下回ったため、4月5日にJFEに3炉運転を要請、組合高田証人の証言では、3炉体制にするためには人を増やす必要があり、そのためには金も掛かる、本社と協議させてほしいとの大杉所長の回答があった。4月15日には、ごみピットからごみが溢れ出したため、3炉運転の3度目の要請を行つた。

4月19日の16時ごろから3炉運転を開始、4月1日から4月18日までの2炉運転期間中のごみ処理量は、計画ごみ量240tに対し193tと極めて少ない。

4月30日には2回の停電事故が発生したため、精製ガス量が不足しガスエンジンが停止した。買電量過大が停電の原因であった。

3炉運転にも係わらず処理量が伸びていない。4月19日から5月22日までの処理量は計画ごみ量300tに対し207tと極めて少ない。このため、長崎市へ受入れを要請し、6月27日から8月12日までの期間2,538tのごみを搬送した。

9月5日にごみピット壁から酸素PSA室（ピット高13.3m）へ汚水漏れを確認した。9月6日のごみ処理状況報告会において、大杉所長が排水投入を認める。9月7日からごみピットから汚水を抜取りバキューム車により外部へ持ち出した。その期間及び数量等の報告はあっていない。

本委員会における検討内容については、本格稼働後も連結管の詰まりやジ

ヤケットからの水漏れ、炉頂ガスダストの閉塞、熱交換器類の閉塞、P S A 酸素製造装置の故障、ごみ圧縮プレスの故障、炉水冷壁の水漏れなど、さまざまなトラブルが発生した。

P S A 酸素発生装置の能力不足については、3炉運転に必要かつ十分な酸素発生能力を有する装置を設計しなければならないのに2炉運転に必要な酸素発生装置しか設計しなかったように思える。実際、酸素発生装置の基数が見積設計図書の時点では各炉それぞれ1基設ける予定であったが、契約設計図書の段階で炉の具体的な基数を記入せず、基数を一式とし、実施設計の段階で1基を省略し、2基としている。実施設計の段階で組合からP S A 酸素発生装置の基数の見直しを指摘されたにも係わらず、能力的に問題ないとして2基設置されている。しかし、本格稼働後の3炉運転では酸素が大量に不足し購入されている。補強工事の中の液体酸素貯留気化装置工事は、このことに起因している。改善改良工事後の2炉運転が常習化している今日、液体酸素貯留気化装置はほとんど使用されていない。当初から1日300t処理に対応出来る酸素発生装置を設置すべきであった。

塩製造設備の能力不足については、運転開始以来、当初から取付けていた設備では能力不足となり1系列を増設した。

ごみピットへの排水投入については、元コンサルタントの石河証人の証言によると、設計上の考慮不足からシリカ除去設備がなかったので、循環水のシリカ濃度が高まり、それに困ったためにごみピットに排水を投入した。「その量は約5,000tと見られる。」とのことであった。J F E 証人、大杉所長も排水投入を認める証言があった。また、排水投入によるさまざまな弊害、システム障害は運転開始後2年半にも及んだと思われる。

非常用発電設備のラジエーターファンに50Hz仕様のものが設置されていたことについては、本来、九州地区は60Hz仕様のものを設置しなければならないのに間違って取付けられていた。平成18年9月17日の台風13号による停電時にこの設置ミスが発覚した。

本格稼働後のトラブルの原因として、ごみ量の多さとともに、運転技術者の経験不足を挙げたJ F E の証人もいたが、試験に合格すれば本格稼働後も順調にいくものと考えるのが普通と考える。重野氏の証言では、「試験時のJ F E のメンバーは建設に携わった詳しいメンバーで、運転する部分は運転する職種で雇われたメンバーですので、その辺の認識のずれがあつたりするので、頑張っていただかないと厳しいと思っておりました。」と証言されているが、本来ならば本格稼働後も順調に稼働するまでは責任を持って対応すべきと考える。性能保証という契約方法からしても無責任と言わなければならぬ。

重野証人は組合設立と同時に愛野町から組合へ出向し、総務課長、企画課長を歴任し本稼働する直前の3月まで勤務していた。施設に関してこれほど詳しい職員はいないのに本稼働と同時に雲仙市に配置転換された。順調に稼働するまでその知識経験を生かすべきではなかったかと思う。

次に、補強工事について。

本格稼働後の処理量不足の対策として、排水処理設備増強工事、液体酸素貯留気化装置設置工事、予備高温反応炉下部、均質化炉製作工事、シリカ除去装置設置工事の4施設の補強工事が平成17年12月15日から平成19年3月30日までかけて総額約3億3,500万円をかけて行われた。

本委員会における検討内容としては、補強工事という名目であるが、工事内容や経費から考えれば本格的な工事である。本格稼働後わずかの期間にこれだけの工事をしなくてはならなかったことは当初からの設計ミスか、施設の不備に原因があると指摘しないわけにはいかない。

工事費をめぐって組合は、当初から備えておくべき設備であった。だから、JFEが負担すべきと主張し、JFEは、ごみ量が想定より大幅に多かったため、設備が必要になったのであり、組合が負担すべきと主張し、食違いがある。しかし、発注仕様書や他の関連図書どおり、1日で1炉100t、3炉で300tの性能が発揮できていればこういう事態にはならなかったと思われる。

改善改良工事について。

処理量不足の対策として行われた補強工事であったが、処理能力向上には余り効果が見られなかった。用役使用量の削減と安定的に2炉で240tから1日260t処理を達成すべく、平成19年6月23日から平成20年3月23日の間で3号炉、2号炉、1号炉の順に炉下部水冷化範囲拡大、ごみプレス油圧シリンダー、ごみプレス分割投入化、連結管詰まり対策の工事がJFEの費用負担で行われた。

改善改良工事によって2炉で1日当たり240tから260tのごみ処理が安定的に処理出来るようになった。2炉運転が常態化したため、酸素の補充が不要になった。

本委員会における検討内容としては、改善改良工事によってごみ処理量は安定的に推移するようになったが、コスト性能については、依然達成されていない。

本施設でのPSA酸素発生装置は酸素発生量を適切に制御する機能を有していない。この装置というのは電力消費が想定外に大きく、プラント全体の消費電力増大の原因となった。これは、PSA酸素発生装置では必要に応じ酸素発生量を調節する機能がなく、常に全負荷で運転されるため、無駄な電

力消費につながっているためである。酸素はLNGの燃焼に利用されており、LNGの大量使用が影響しているものと考えられる。また、酸素製造に莫大な電力を要しているために電気使用料が大幅に超過している原因ともなっており、2炉運転時には余分に酸素を製造し、捨てている状況であり、電力の無駄が多くなっている。

JFEは、この施設を動かすコストについてどれくらい掛かるかについて本当はつかめていなかつたのではないかと考える。覚書(変更)においても、前提条件の下では電気使用料と発電量は相殺し、実質電気は要らないとなっている。また、平成20年3月期に、JFEは国内4か所で自治体向けに納入したサーモセレクト方式のガス化溶融炉プラント事業に500億円規模の特別損失を計上している。納入先の自治体と結んだ操業、保守請負契約のコストが予想以上に膨らんだために、今後17年間にわたって生じる損失を損失引当金として一括計上した。操業、保守のコストが受注時の見込みより大幅に膨らみ、今後も赤字を出し続けることが確定的となつたためとしている。

元コンサルタント石河氏の証言では、「ごみ搬入量の増加は計画の1.8%の増加にすぎないのに、契約設計図書や実施設計図書に比べLNGの使用量が数倍になっているのはなぜか」という質問に対し、JFEが思っていた以上にあちこちにLNGを使う場所があり、設計上の考慮不足と思う。これからもこの施設であればLNGが減ることは余り期待が持てない。当初からJFEは、今の量ぐらいのLNGで考えておくべきだった。」とあり、JFEの見込み違いが指摘されている。

工事を行った理由をJFEの松井証人は、通常1年間の稼働においては1か月間の点検を行う、それが17年、18年は大量のごみ処理があったので、できなかつた。そのため、19年に工事を行ったと説明した。ごみ量が多かったのは確かだが、数パーセント単位の多さであり理由にはならない。

次に、組合への指摘事項。

機種選定から本格稼働までの数々の問題点について証人尋問を通して真相究明に努めてきたが、情報の開示が不十分であつたりしたことも誤解を生んだり、事実確認ができずに全体的に明らかにすることができなかつた部分も多かつた。その原因として時間の経過という空白も大きな壁となつたが、次の点を指摘しなければならない。

1、議事録の不存在。

機種選定小委員会メモでの追及では核心の部分で確信的証言を得るための追及ができなかつた。また、覚書(変更)について、契約相手や第三者など、メーカーとの話合いは議事録を残すことが鉄則であり、議事録が存在しなかつたこと也有つて、組合、JFEの証言が食い違つた際も、結論に当たつて

記録による確認ができず、推測に頼らざるを得なかった。真相究明のための鋭い追及に至らなかったことは痛恨の極みである。

2、本格稼働に至る経過について。

本来、契約成立後の正式な引渡しについては、本格稼働後、一定の試用期間を設けるのが常識であり、引渡しにあたっての試験データが本格稼働後も機能するか検証すべきであったと考えられる。契約成立に当たっては、ガス化改質式溶融炉に全幅の信頼を寄せ、万一のリスク管理を含め、トラブルが発生したときの対応が不十分であったために、他自治体に一時的に支援を要請したり、焼却炉の必要な改修、改良工事が思うようにできなかった。

稼働直後の初期トラブルは当然想定すべきもので、前日まで稼働していた旧施設については、コスト面の考慮が必要なもの、一定期間予備炉として稼働可能な体制をつくっておくべきであった。

3、市民の知る権利と組合議会との信頼関係のための情報開示について。

本格稼働後のトラブルや、覚書（変更）などが一定期間、市民や議会に公表されなかつたことは、いたずらに無用の不信と混乱を招いた。このことに對し、組合当局の責任は重大である。基本的に全ての情報が開示され、市民や組合議会との信頼回復に向けて文書規定の改定を初め、市民の知る権利を保証し、その代弁者たる組合議会に対しては、今回の教訓を生かして信頼回復に努めるべきである。

4、施設の運転管理への組合関与については、やはり運転管理の中に組合側から職員を1人でも入れて運営すべきであったと思う。

総括。

1、機種選定から入札に至るまで。

機種選定当時の状況を考えると、ダイオキシン対策が最優先課題であり、国が指導する広域化計画に沿って進められていた。そもそも組合自体がこの広域化計画に基づき設立された組織であり、ダイオキシンを出さない、適正なごみ処理を行い得る規模を想定して作られた自治体の連合組織である。設立当初から目標がダイオキシンを出さない施設であり、また、最終処分場の必要がない、従来のストーカ炉から一歩先を行く処理施設建設を目指していたことは容易に推察出来る。機種選定小委員会においても、早い段階からガス化溶融炉導入の方向はコンサルタントのアドバイスもあり、規定路線として進んでいたと考えられる。しかし、機種選定小委員会の集約は、1方式（ガス化溶融方式）の決定であり、入札の結果として、現在のガス化改質式（サーモセレクト方式）のガス化溶融施設に決まった。特に、サーモセレクト方式はガス化溶融炉の中でも最新式と言えるもので、当時のセールス資料等を見ても最終処分場の必要がなく、コストも安い次世代型の炉として注目を浴

びていた。反面、最新式であり、当時国内での処理施設の実績も最も少ない機種であった。このサーモセレクト方式もガス化溶融炉という大きなくくりの中で、入札候補機種の1つになったのは時代背景や組合設立の趣旨から考え、当然の帰結であったと推察する。ただ、入札時点において国内外での同様機種の事故や実績、ガス化溶融施設そのものへの批判等について、もう少し検討及び配慮の姿勢があったなら違った展開をしていた可能性もあると思う。しかし、機種選定から入札までの経過において、性能発注や応札条件等、組合当局もコンサルタントの助言を受け、よりよい施設の建設と妥当な処理コストでの運営に向けて最善の努力を行おうとしたことが伺える。入札については、指名審査委員会において一流企業6社を厳選していることからも、最低制限価格の設定について、その必要性があったか疑問が残る。

2、契約から竣工に至るまで。

川崎製鉄が落札し、工事が始まるが、契約直後に結んだ覚書の内容は、本来、組合が望む施設そのものであり、年間処理コストに関しても疑問の余地のないものであった。ただし、JFE佐藤氏の証言によると、契約当初より変動するごみ量、ごみ質において、年間平均6億7,500万円という金額での精算は合理的でないことを意識したようである。組合、JFE双方の合意により、金額から量への変更というより具体的な精算ルールを作り上げることを目指したのが変更覚書と思われる。しかし、免責規定（基準ごみ量・ごみ質と異なる場合は、罰則は適用されない）については、当時の関係者の意図や考えを反映した文面になっておらず、解釈次第では超過経費に関し、JFEの責任範囲を極めて限定的なものと受取れる内容となっており、誤解を生じる原因となった。この件については、組合担当者としては、変更覚書協議の際に十分に検討、検証を行い、最終的な覚書等、契約関連の文書については細心の注意を払い、法的な専門家等の意見を踏まえて締結すべきもので、看過の責は重大と言える。このときの組合事務局の交渉担当者においては、応札条件が契約の基本であり、大企業であるJFEは誠意を持って対応するであろうとの安易さがあったのではなかろうか。今回、JFE証人からも、変更覚書の内容に従い、量に置きかえて定めた用役量を超える部分については、JFEの責任になるとの証言もあっており、誠意ある対応をJFEに求めたい。また、組合としては、変更覚書が議会に提出されたのは変更覚書締結後3年3か月も経過した後のことであり、いかなる理由があったにせよ、締結後速やかに公開すべきであった。

3、本格稼働後のトラブルについて。

本格稼働後のトラブルについては、JFEとしても想定外のものであったようであるが、これは、このような施設における単純な初期トラブルとして

捉えるのか、施設そのものの構造的、能力的な欠陥に由来するものなのについては、判断の分かれることである。改善改良工事後は処理能力としては順調に稼働しているようである。稼働直後のトラブルについて、JFE証人のほとんどが、その原因として、想定を超えるごみ量の搬入とごみ質の問題、施設のメンテナンスができなかったとの証言があったが、引渡性能試験において全てのごみ質において計画処理量1日300tの処理ができていたのであれば、当然、本格稼働後もその能力を発揮すべきである。また、稼働直後の著しい低い処理量（4月19日から5月22日までの3炉運転時の平均処理量が1日207tであった）や大量のピット内への排水の投入等を考えると、到底単純な初期トラブルの域を超えるものだと判断せざるを得ず、竣工時は処理能力としては完成品とは言いがたいものであったと考える。また、百条委員会の中でも、元コンサルタントの石河証人は、「これだけ稼働当初から多くのトラブルが起こることは施設の設計自体に欠陥があったと言える。」と証言されており、元管理者の吉次証人も証言の中で、「この施設が欠陥品ということになる。」と証言されていることからも、組合が負担している補強工事の経費についてもJFEが負担すべきものと考える。また、本格稼働後のトラブル等については、組合議会及び市民に対し、速やかな情報の公開がなされるべきであったと判断する。

処理能力については、現在、地域内のごみを順調に処理しており、稼働直後のようなトラブルの報告はない。しかし、平成17年度から19年度においての処理コストにおいては、当初組合が想定していた処理経費の2倍近くである。当時の川崎製鉄から提出された資料によると、電気については発電効率が高いため、売電が可能である。LNGについても、ごみそのものが持つエネルギーで溶融が可能なため、外部エネルギーは必要としないといった内容の記載があった。平成17年度から19年度までの超過経費計算書を見ても応札提示額と実際の乖離が大きく、電気で約8倍から13倍、LNGは約5倍から6倍となっている。このようなことからも組合が支払っている超過経費についてもJFEが負担すべきものと考える。

以上です。

○議長（並川和則君）

はい、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

じゃ、暫時休憩します。14時10分再開します。

（午後1時56分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（並川和則君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員長報告に対する質疑に入りたいと思います。質疑のある方どうぞ。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

委員会開催23回ですか。大変ご苦労様でございました。ちょっと説明を受けたいと思います。委員会の中でいろんな記録の提出を求められておられますけれども、組合側、JFE側、この大半は今、係争中の裁判の証拠書類になるんですか。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

一応、証拠書類が大部分になります。

○2番（馬渡光春君）

議長、ちょっと確認ですけど、これは議案ではありませんので、質疑は何回程度、制限はないんですかね。1回言って、聞くのもなんんですけど。

○議長（並川和則君）

申合せ事項によりまして、3回ということになっておりますので。

○2番（馬渡光春君）

すみません。私が手落ちで早く聞くべきであったと思っております。

それと、今、言われたように、証拠書類は大部分だということでござります。今の組合側から出たその書類ですよ、新たに裁判以外で出た書類、どのくらいあるのかなと思っております。

それと、不提出とか不存在とかいう記事がいっぱいこの中に出てきておりますけれども、本当に不存在なのか。

それとか、提出拒否があったようでございます。2回目に係争中で提出できませんという回答もあっておりますけれども、何で1回目にそれがなかつたのかですね。

それとか、いろんな証人の方を呼ばれておりますけれども、疑わしいとか、証言にずれがあったということが再々記載をされておりますけれども、その精査はされたのか。

それと、いろんな中で、例えば変更覚書を出すときに、組合がちょっと大きな責任があったということもあるし、変えたときの責任と、それと、開示を申込んだとき、JFEが組合がちょっと出したら混乱すると。組合は出していただきたいというときに、いや、まだ性能的にちょっと出さないでということで何年か遅れたということがありましたけれども、その食違いの精査はされたのかということですね。

それと、ちょっと待ってください。

それと、この百条委員会の調査目的というのがJFEによるクリーンセンターの建設、設計と。この百条委員会の調査権限というのは公共団体の事務

にかかわることということになっていると思うんですよね。これは一部事務組合ですけれども、地方公共団体の事務に関する調査、その延長で J F E の設計とか建設を調査するものと思っておりますけれども、ちょっと百条委員会の目的自体が初めから J F E の設計・建設についてということでござりますので、その点ちょっとそれでいいのかなと思っておるところでございます。

それと、委員長も大変だと思いますけれども、長時間大分説明をしていただいて、最後には総括でまとめておられますけれども、この百条委員会の結論、これをどのようにとられたのか、お尋ねをしたいと思います。

前後しますけれども、J F E が言いましたいろんな当初のトラブル、これは初期トラブルにとられたのか、それとも設計上のミスでということが、どちらが明らかになったのか。J F E 側は当初経験不足、ごみ量の多い、それと、初期トラブルということでメンテナンスができなかつたということで言われておりますけれども、これはどのように受け止められたのでしょうか。

それと、調査事項の中に入っています設計にということでございます。いろいろ故障が来て足らなかつた分が追加されたり、工事で改良されたわけでございますけれども、設計に関する人の証人尋問はされたのでしょうか。されたならば、その設計のどのところにミスがあつたのか、お尋ねをしたいと思います。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

質問項目が多くて、私も順番どおり言えるかどうか。

まず、組合側からと J F E からの記録の不提出について最初質問があつたかと思います。先ほどの説明の中でもちょっと申しましたけれども、組合側からの資料提出はほとんどございました。報告書の 22 ページから 25 ページをちょっと見ていただきたいと思いますけれども、J F E 関係のほうにかかり不提出がありました。

No.1 の 3 の本施設に携わった J F E エンジニアリング株式会社の社員の一覧表につきましては、改めて人物、あるいは時期等を特定して再度請求したところ、No.2 の 2 で提出がございました。

No.2 の 4 の千葉の実験プラントで行ったガスエンジン発電のデモンストレーション時の実験データー式については、参考資料として、次の回に日本機械学会論文が提出されましたので、委員会でお諮りしましたところ、再度の請求はしなくていいという結論に至りました。

No.3 の 1 の県央県南クリーンセンター施設稼働後、貴社が負担した経費内訳については不提出でありますので、再度請求しましたところ、No.4 の 1 にありますように、先ほど申しましたように、J F E から現在本組合との間で係争中の損害賠償請求訴訟において、本組合が本件と同じ記録の請求を求

めているため、これに対し裁判所がいまだ判断していない状況である旨の申入れを受けましたので、本委員会としましては、この協議をかなりしまして、正当な理由ではないとまでは言えないという判断をいたしました。

以上でございます。

次に、証人の証言のずれです。これについては、今回の証言の中で食違いが幾つかございました。

1つは、まず期日の問題がございました。覚書の期日が平成14年12月2日になっておりますけれども、これを証人尋問しているときに、佐藤証人のほうから、その期日が平成15年秋または16年に入ってから調印したとの証言がございまして、私どもこれに関しましてはちょっと驚きまして、重野さんを再度お呼びしまして、この件に関してお聞きをいたしました。重野さんの証言では、若干の遅れはあったものの、JFEに印鑑を押してくれとやっていたのが遅れてきたのが、どうしてもその遅れが原因であったと。ただ、14年度内には処理を済ませましたといった証言がございました。ただ、これに対しまして事実確認をとろうと思っても議事録ございません。かなり委員会の中でも論議をしたんですけども、例えば、この日にちが違っていて、果たして私どもの調査目的に何が影響するかなということを考えたときに、これはここまでこの食違いによってさほど調査目的には影響ないだろうといったことで、これはもういいだろうということで一応結論付けました。

それと、もう1つが免責規定の説明です。JFEの皆さん方は、免責規定については委員として正式な会議での質疑はしたかどうかわからないけれども、再三にわたってこの話はしましたと。その成果物として、変更覚書がございますという証言がございました。多くの方はそうでした。組合側は、それは聞いた覚えはないと、その説明はなかったと皆さんが言われました。どちらが正しいか。これも実際組合に残っている議事録のメモがございました、組合側のですね。それにもし言われたら、免責と言われたら、だれでもそれはおかしいじゃないかと言うと思うんですね。それはメモに全然載ってなかったんですね、組合側には。それで、JFE側のほうに何か資料ございますかと言いましても、何もございません。それを裏付けるものが何もございませんでした。それで、私の判断としましては、委員会に諮って、自分たちなりに推測するしかございませんでしたので、判断をさせていただきまして、これも虚偽の証言にそこまですることはなかろうということで、一応委員会としては判断いたしました。

それと、あとごみピットへの排水の投入について、当時の大杉所長さんが組合自体も知っていたと証言されたんですけども、組合側はどなたもその排水の投入については知らなかつたと証言をされまして、誰かに言ったんで

すかと何度も追及したんですけども、最終的にはもうやりとりになってしまいまして、それで、最終的には、じやもう言わなかつたと判断させてもらいますということで、私は結論付けました。

ただ、あえて今回、記録の不提出、証言の食違いで、自分たちが告発とか、皆さんはよく百条委員会に何で告発せんとかといったことを言われますけれども、むやみやたらに告発すること自体が、私どもＪＦＥと、やっぱり悪い関係に持っていくという気持ちで作ったわけではございませんし、やはりそう考えたときに、今後誠意ある対応をしてほしいなという気持ちもございます。

特に、この種の証言の中で、私が厳しい追及をちょっとしたんですけども、最後に、我々も今まで5年間、一生懸命処理をして、そして現場も一生懸命ごみを処理する努力をしているんですよ。我々も改善改良工事を自前でして、真摯に対応してきたつもりですと言わされました。私はこういう話を聞いたとき、やはりこれはお互いに誠意を持って対応していただきたいなということで、今回、委員会のほうでその提出に対して告発するか、あるいはこういう虚偽の証言にならんかしれないと言われたんですけども、一応その辺を諮ったときには、告発まではしないでいいだろうと委員会で決定いたしましたので、そのようにいたしました。

次に、調査目的があれですか、ＪＦＥになっているということですか。これに関しては、私も百条委員会の濫用だけは避けたいということで、とりあえず周南市と高砂市がちょうど同じような状況の百条委員会開いておられましたので、その資料を全部取り寄せまして、一応目を通させていただきまして、あっ、これやったら、この辺はいかれるなということで検討してさせてもらったつもりでございます。そして、周南市にもちゃんとこちらからも派遣しております。この百条委員会のやり方についても書記を派遣して、そういうふうな勉強をさせております。

そして、あと設計書のあれをしたかですね。私の今回の目的が確かに設計から建設とありますけれども、調査目的が最初に言いましたように、本施設の建設の経緯と、また組合が支払った経費が適正と言えるか。本施設の予定した処理性能、コスト性能、これを調べたんですけども、当時、こちら側とすれば、証人を呼ぶようにすれば、議事録にあります、例えば、当時の部長とか、裁判に出されておった意見書ですね、あれに載っている方々をするよりもかになかったんです、呼ぶにしては。ですから、そういった方々の名前を列記して呼ばせていただきましたので、その中で、設計に直接携わった方はいらっしゃいませんでした。当初に携わった方は佐藤さんにも、奥野さんにも、そして久野さんにも、ほとんどが当初担当であったと

思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（並川和則君）

答弁漏れありますか。ありません。ありましたらどうぞ。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

やっぱり設計ということをうたった以上は設計、これは保証が来たけん、来たけんという設計ミスというとらえ方をされておりますけれども、やっぱり本格的なこれ、正式なやつは処理場ということでございますので、やっぱり設計者を呼んででも。私たち、一番初めに百条委員会を作るとき、設計まで委員会が専門知識のなか人が出来るとかなというふうに言っていたわけですね。やっぱりＪＦＥ側の証人の方は全て補佐人をつけておられる。そのところも法に照らしてしとらすとかなと、そういう不安もあったかと思います。しかし、それも食違いがあると思うので、本当に追及していかなければならぬのはやっぱりしていかなければならぬと思っております。

それで、百条委員会を作るときに委員長は、今、係争中の裁判に議会で後押しが出来るような百条委員会を作るという答弁があつておりますね。百条委員会を作るとき。百条委員会を作ることで裁判にどういう影響が出てくるかと言われたときに、議会としても百条委員会を作つて裁判の後押しをしたいという答弁もあつてゐるようございますが、今、言われるよう免責規定の部分で、組合側の協議はしっかりとやつてゐるんですね。変更覚書とか、例えば、金額保障を量に置きかえるとか。この結論が「結果として変更覚書の締結が行われたと主張している。当時の記録は、組合に残るのみで、ＪＦＥの証言を裏付けるものはない。しかし、保証事項について協議された記載もあり、回数を重ね、文案が固まる中で、全く説明も、その後なかつたこと自体不自然と思える。もしこれ事実ならば、組合側の変更覚書締結手法の稚拙さ、無用心、不注意の責は免れない。」と。もし組合側にも、今、原告として訴えている組合側にも手落ちがあつたんだということを説明されるとする感じですね。要するに裁判は、債務不履行で訴えているわけです。その中にも、1つの要因はここにもあつたんじゃないかなと書かれて発表されておりますので、裁判に後押し出来るとかなと。逆にちょっとまずかったなという感じにもとつたわけです。

それはそれとして、それで結論を私聞いてはちょっと説明なかつたわけですが、全体的に百条は結論として、今、組合がいろいろ訴えている債務不履行の約130億円の超過経費ですね、それは妥当だったんだという結論にするのか、例えば、ここに説明がありますように、元コンサルの石河証人ですね、「これだけ稼働当初から多くのトラブルが起こることは施設の設計自体に

欠陥があった。」という証言。それに元管理者の吉次証人は、「この施設が欠陥品ということになる。」という証言をされておりますね。そういう中で、どういう結果を捉えて、本当に欠陥品ならば、今度は損害賠償になるじゃないですか。要するに、欠陥品を売りつけられて140億円のものを売りつけられたという。問題になってくるんじゃないかと。欠陥品として捉えた場合。

それと、もう最後ですので、百条委員会の結果が出ました。報告がありました。この結論をどのような形で収められるのか。調べたらJFEはこういうところもあった、組合もいろいろ手落ちがあった、JFEにおいてはあまり記録も残っとらんと、こういう結果でしたと。この結果でしたで終わらせるわけですか。何かの形で百条委員会として行動を起こすのか、それともそのままするのか。例えば、議会としてこの百条委員会で、23回も百条委員会をされたんだから、議会のほうでやっぱり何か決議文とか何かば出す必要があるんじゃないですか。約500万円の公金を使ったんだから、掛かった経費ですからしょんなんかと思いますよ。やっぱりそのくらい本当に大変だったと思います。これをやっぱり組合議会全体の決議文としてですよ、そしたら今、係争中のJFEを相手とする裁判にも後押しになるんじゃないかなと、そうは考えられなかつたでしょうか。例えば、この報告出すときに決議文も出しましようと、議会の決議として出すのが1つの手法があると思いますけれども、その点どういう考え方ですか。ただ結果はこうでした、報告いたします、終わります。それは百条委員会の結果で、じゃ、それをどうして収めるかというのが一番大事になってくると思いますけど、いかがでしょうか。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

お答えします。今、たくさん言われまして、私もどれから答えればいいかちょっと迷つくるんですけれども、是非本当は小嶋議員とですね、（発言する者あり）いやいや、本当に入っていただいて、これだけの詳しい見識を私の委員会に欲しかったんですよ。2月議会にあれだけ議運の前には入ると言われてですよ、おかしいじゃないですか。

最初のさっきのあれですね、初期トラブルと捉えるか、本格的なトラブルと考えるかということなんですけれども、欠陥と考えるかですかね。最初の、元の質問ですね。私とすれば、これは初期トラブルじゃないなと判断いたしました。元々欠陥品か欠陥品じゃないかですね。（「欠陥品と証言があつていいけど、欠陥品なら別問題になるのではというところ。」と呼ぶ者あり）

○議長（並川和則君）

馬渡議員もう一回質問を。

○2番（馬渡光春君）

証人の中で、元コンサルの石河証人、この人もこれだけ稼働当初から多く

のトラブルが起こるときは施設の設計自体に欠陥があるんだという証言もあっておりまますし、元管理者でございます吉次証人、施設の設計自体に欠陥があつたと考えるという証言があつております。それを受けたときに、委員長としてそのとき調べた中でどのような結論付けにされるのか。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

これがですね、私最初、おたくが最初に質問されたとが、百条委員会で J F E を調査対象とするはおかしいのではないかなという質問があつたんですけど、実は私も最初の設立のときに裁判の後押しをしたいと言つたことは事実です。本当に事実です。その後、弁護士の方に入っていただいて、アドバイスしてもらった中で、百条の濫用だけは避けてくださいということを言われまして、ですから、私は平等な立場で組合、あるいは J F E の調査をしたつもりであります。確かに私はそのときに言つたことは事実ですので、この辺は謝らせていただきたいと思います。百条のことについては、本当に私もまだ勉強不足だったので、お詫び申し上げたいと思います。

それとあと、先ほどの欠陥品かどうかということですけれども、これは私たちが多くの方の証言をいただいた中で、最終的にこれも委員会に諮って記載をさせていただきました。もし私が答えきれんとき、ほかの委員の方いらっしゃいますので、ほかの方ももしよかつたらアドバイスをいただきたいと思います。ほかに何か。（発言する者あり）

今回の委員会の最終報告としてこの報告書をまとめましたので、その中で決議文等は委員会で決定しておりません。今日委員長報告をして、皆さんに諮っていただいて、その後、議長がどのように取計われるか。この件はお任せしたいと思います。（発言する者あり）

委員会で決議等については何も協議しませんでしたので、一応今日は最終報告として、後の計らいは議長のほうにお任せしたいと思っております。

○議長（並川和則君）

ほかにも委員さんおられますので、補足説明があられたら挙手をして、それぞれ説明補足をしていただきたいと思います。町田議員。

○12番（町田康則君）

私どもが23回ほどこの百条委員会をさせていただいて、そして最終的に54ページのほうに書いてありますように、この53ページから54ページですね。やはり先ほど馬渡議員も言われるよう、どうしてでもこれは、この施設は、コンサルの方も、元管理者だった吉次証人もですね、こうなると欠陥品と思うということを言つていただいておりますので、私どももそういうふうに受け止めておりまして、欠陥品だからどうするのかというふうになつたら、当然欠陥品だから、今、請求をしております超過経費、それから補

強工事ですね、補強工事等を4回、この工事資金を組合が出しております。ですから、それについては当然くださいということをこの結論としては出しているつもりで、これをまとめております。そういうふうにとつていただければというふうに思いますけど。

あとは応札条件で、元々この施設の入札執行するときに、年間経費が6億7,500万円で出来る施設を造ってくださいということで示してあるのに、17年出来た当時が11億2,000万円、経費がですね。18年が11億6,000万円、19年が12億6,000万円掛っております。ですから、その差額については当然、途中でもありましたように、JFEも全国4か所について500億円の規模の特別損失を計上しておりますので、そこからでも払ってくださいということをお願いするというのが私どもの結論なんですが、総括はそういう形で、この最後のほうからずっと書いているというふうに思ってください。

まだ馬渡議員が決議文とか、そういうものをしたら、それはこの組合議会の全体のほうで決めていただければと思います。

○8番（山口喜久雄君）

議事進行。

○議長（並川和則君）

山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

吉次証人が「欠陥でございます。」というふうにおっしゃったという証言ですけれども、そのような言葉を使われたかどうかの確認をお願いします。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

議事録ご覧になりましたか。私、「欠陥と思われますか。」と言ったとき、「はい。」と言われたと思うんですけど、どうやったですか。私は議事録、そのとき私が質問しましたので。町田議員の質問やったですね、最後は。

○12番（町田康則君）

この53ページの括弧書きに書いているように、「この施設が欠陥品という事になる。」というふうに答えられております。

○議長（並川和則君）

ほかに。松永議員。

○3番（松永隆志君）

補足して説明させていただきますと、変更覚書の件ですけれども、もうこれまでよく変更覚書は一番の問題点みたいに言われています。しかし、今回、調査していく中で、こちらも当初から主張していたように、変更覚書というのは、覚書までの金額というのをやっぱりより効率的な精算ルールとして量

に置きかえた、これは J F E さんもきちつと今回の証言の中で認めておられる。言ってみれば、その量を超える部分というものについては当然 J F E の責任である。それがこの変更覚書協議の中の根底にあったんじゃないかということは裏付けられております。それをやっぱり誤解させるような文章というのが免責規定という、その 80, 665 t の 2, 000 k c a l という、その 1 点というところを前提とすると。その免責条項というのについては、やはりここについては誤解を招く。基本的にはそこについては J F E さんも、その協議の当初においてはそこまでのことを考えずに言っておられたようですが、実際のところ、その条文が残っている。そこが誤解を生じる原因になったということで、それについてはやはり当時の担当者とかなんかについても、やはり誤解が生まれるような文章についてはもうちょっと注意が必要じゃなかつたかということでの責任でございますので、全体としてはもう金額から量になったということが明確になっておりますので、裁判等については、むしろその辺は逆に量に基づいての請求というのが正当な手法になってくるんじゃないかなという、そういうふうに認識しております。

○議長（並川和則君）

ほかに質問ございますか。質問。（発言する者あり）今の松永議員に対しての補足説明。そしたら、9番どうぞ。

○9番（上田 篤君）

私も百条委員会のですね、特に補強工事とか改善改良工事について担当して、いろいろ調査とか尋問したもんですから、ちょっと意見を述べたいと思います。

この報告書に書いてあるように、稼働してから、稼働したのは 17 年の 4 月 1 日ですけれども、17 年、18 年、19 年、20 年の 3 月までかけて補強工事、そして改善改良工事とやっているんですね。さっきもあったように、補強工事もかなり大がかりな工事です。これやってなかなか処理実績が上がらないと。さらにまた改善改良工事をやって、やっと 1 日 120 t ぐらいの処理が出来るようになったということを考えてみても、3 年掛っていろいろこう、ここに 53 ページに書いてあるように、完成品じゃなかつたものが、今でも完成品だとは思いませんけれども、少なくとも完成品じゃなかつたものに、いろんな手を尽くして工事をやって、やっと少なくともごみ処理量については当初の計画どおり動き出したということですから、17 年 4 月 1 日の時点では、これはやっぱり私は欠陥品だったというふうに調査の中で感じました。

以上です。

○議長（並川和則君）

答弁ですか。西口委員長。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

先ほどの山口議員の質問なんですが、吉次証人を尋問した際の議事録の39ページを見てください。私の質問の後に町田委員が質問されております。そして真ん中の吉次証人の上、3行目に、「高コストになっています。応札条件とは全然違います。ですから、その意味では欠陥品なんですよ。そういうふうに思われませんか。」と、そこをまずお聞きしたいと言われたところに、答弁として、「やっぱり最初の応札条件がその経費が非常に掛っているということでございますから、そういう意味ではそういうことになるかと思いますね。」という、これはそういう考え方でよろしいんじゃないかと。

○議長（並川和則君）

はい、次、質疑の方どうぞ。林田議員。

○1番（林田 勉君）

委員長を含めて、本当に調査委員会の方が大変な資料を検討しながら本当に御苦労さまでございました。その中で、当初本委員会設立のときに馬渡議員の言われたとおり、この委員会が現在係争中の裁判の中で後押し出来るような部分があればいいんじゃないかなというふうな答弁もあったというふうに思っておりますが、今回の結論も最後のところで、組合が支払っている超過経費についてもJFEが負担すべきと考えるというふうに最後の結びになっておりますけど、内容的に見れば、現在係争中の裁判資料というか、裁判内容とほぼ同じようなことじゃないかなというふうに思っております。

そこで、委員が各項目に再度調査されて、今、係争中のその内容と違って、また新たな発見ですね、証言や資料等がございましたらご説明をしていただいて、裁判では非追風にしていただきたいと思いますけど、その部分もありましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

まず、私は処理性能が満たされているか、あるいはコスト性能が満たされているかについて調査しました。コスト性能と処理性能ですね。処理性能なんですけれども、先ほど私の説明の中にあったかと思いますけれども、2炉運転の4月1日から4月18日まで、これ計画処理が240tですね、組合としての処理の目的は。それが193tだったんですね。そして、4月19日から5月22日までが300tの計画処理に対しまして207tです。その10日前に行われた引渡性能試験では、3月17日に311t燃えているデータが出ているんですね。そして、3月20日に2炉運転で233t燃えているんですよね。それでしたら、とにかく10日後ですね、その能力があって当然だと思いますけれども、そのときは処理できていないんですね。これ

も実績なんですよ。そして、JFEさんが言われるのはごみ質が悪かった、想定以上のごみが搬入された、メンテナンスができなかつたなんですね。まだ稼働ばかりでメンテナンスはする必要ないと思います、まずその時点ではですね。そしてその後、メンテナンスする必要ありませんし、ごみ質にしても、当初の引渡性能試験のときの報告の中に、全てのごみ質において計画処理量300tを処理することを確認しましたとあったんですね。それでしたら、組合が求めている全てのごみ質というは1,100から2,800kcalなんですね。それがわずか1,900kcalと、少し質が悪かったかもしれませんけれども、それで処理ができなかつたというのが、やっぱり最初から、あくまでもこれは本格的な能力を持っていなかつた機械じやなかつたかなと私は判断いたしております。

そして、コスト性能に対してなんですが、先ほど町田議員が言われましたように、こっちからの応札条件、6億7,500万円以内でしてくださいといった応札条件に対しまして、年間経費内訳書が5億8,700万円で提出されました。応札提示額が電気で4,200万円なんですね。ところが、組合に出されとったメーカーヒアリングの結果を見ますと、ガスエンジンが1,500kwを5基据えてありますので、7,500kwの発電能力がありますと。そして、発電効率が30%以上ですと。そして、その結果として、発電量が2,679kw、消費電力が2,085kwということで、約600kwの売電が出来ますといった資料が提出されております。そして、ガスに至っては、先ほど私言いましたけれども、ごみそのものが持つエネルギーで溶融が可能ですと。外部エネルギーのところに新日鐵はちゃんと外部エネルギーはコードスと提示してあるんですね。ところが、こちらから出された資料には不要としてありますね。それで、結果的に当時ガス代が6,500万円が応札提示額やつたんですけども、17年度の金額が3億2,800万円、5倍、18年度が3億6,000万円、5.51倍、17年度が3億2,800万円で、これ5.81倍掛っております。電気が4,200万円で済んとればいいんですけども、平成17年度が1億1,300万円、7.89倍、平成18年度が1億8,400万円、12.8倍、そして19年度が1億5,800万円で10.9倍掛っているんですね。これを見ても、果たして本当にこれが最初から能力がある機械だったのかと疑います。

それともう1点、変更覚書の中で、最初は5億8,700万円あったとが用役費を抜いて、運転経費、維持補修費のみで3年間で14億6,100万円以内でしますと出てきたんですね。それ3で割ったら4億8,700万円ですよ。ややもすると、あら、1億円安くあがつとるみたいねと誤解するような数字なんですかけれども、この1億円というのは、当時、組合側はこういつ

た資料が出されると中で、外部エネルギー不要です、電気を売ってよかですよと言われた中で判断せざるを得ないんですね。そういう中で変更覚書交わされていますから、私は本当組合側の方もそんなに電気とか、用役は電気と水とガスですから、この3つですので、水は組合からただのごともらってよかたいなと。あと電気とガスは要らんとなつたら、これよかばかいの機械たいねと、そういうふうに思われていたと思うんですね。ですから、私は向こうから提出された資料と、実際、本格稼働した17、18、19年の実績とが余りにも乖離し過ぎですね。それから判断しても、やはりこれは欠陥じやなかつたかなと判断せざるを得ませんでした。

それともう1つ、排水の投入ですね、これは私が百条委員会でまずびっくりしたのは量なんです。元々東部リーセンターと西部リーセンターと2つございますけれども、東部リーセンターは多分三菱さんが造つとるはずです。西部がどっちかな、三菱さん、どっちかなんんですけど、そこの排水を持ってきていいというのは前もって決まつとったんですね。（発言する者あり）その排水はバキューム車で運んできてごみピットの中に入れていいですよと、ちゃんともう最初から工程会議の中で決められていたんです。ですから、ごみピット内にある程度の水を出してもこの装置は脱ガスチャンネルのところで蒸発させてしまうから、少々の水は、少しほいだらうということで、それは組合も認めておりました。ところが、実際、ごみが浮かってきて、ピット室の13.3mですよ、高さが。そこがちょうどPSAの裏側になつとつて、そこから水漏れが出たと。ひどいときにはごみピットのごみ入れのところ、そこから水が溢れ出した。

これは常識的に考えてみて、当時、組合と川崎製鉄の話合いは、いかにごみ処理量を上げるか、ごみ質をいかに高めるかやつたんですね。それ話合いがされているんですよ。ごみ質をいかに高めるかが課題ですよと。そういう中で、ごみ質を一番下げる水をピットの中に投入する。それがましてや、そこに10t、20tだったらいですよ、5,000tという数字を、数量を入れれば、それは当然ごみ質は悪くなるでしょうし、機械そのものにも影響があると思うんですね。それを相当私も指摘したんですけども、その辺もやりとりがうまくいかなかつたんですけども、そういう事態があつたということ自体、それもシリカ除去装置が稼働していないためにどうしようもなくて入れてしまったと。ごみを処理せんばけんということで、しましたと。組合も納得しているはずですと言われたんですけども、それとこれと別でしょうということで大分追及したんですけどね、そういう事態がありましたので、今回やっぱり百条委員会を開いて、少しほいいろんな結果が出たかなと思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ちょっと待ってください。今の答弁でいいですか。（発言する者あり）いやいや、いいとですけど、重複的なやつはもういいですから。

○3番（松永隆志君）

はい。水投入についてはもう今、言ったとおりで、しかし、今の5,000tは訂正しますと、5,000tという証言はJFEさんはしておりません。それはあくまでも石河証人の推計です。それで、それを調べるために、その後、バキュームカーで搬出しております、JFE。だから、バキュームカー何台使ったのかという資料を出してくださいということで請求したら、それは出てこなかったという事実がありますので、そこは。

しかし、その当時の資料を見ていると、何があそこの今の炉を機能的に落とすかといったら、水分をいかに減らすかがね、効率をよくする手法というのは、工程会議やいろいろな会議の中で言われていることなんです。それをみずから向こうのほうでその大量の注水をやったということです。

それと、ご質問の1つに何が今回わかったか、後押しになるようなことということで、大きなあれとしては、やはり先ほどの裁判の中では何か一点保証で、JFEさんは変更覚書の中で2,000kcal、80,665t、これよりか1tでも多ければ、1kcalでも違ってくれれば、もうJFEさんの責任はないんだよという言い方をされておりますけれども、今回の中では皆さんもうほとんど、1名以外ですけれども、その当時携わった方はそうじやなかった。量に置きかえて、その量を超える部分についてはやはりJFEとしての責任があるという、そういう証言をされております。ですので、言ってみれば、この量に置きかえた金額で出していった金額が大体今の請求と近い数字が出てくるようですので、その形で先方、JFEさんとしても、当然それについては今回の証言の多くの方は、それはやっぱりJFEとして責任があるというふうな説明でございましたので、そういう意味では、今回のものとしては、1つ大きな収穫じゃなかったかと思っております。

○1番（林田 勉君）

すみません。今、証言とか資料とか新たな部分が少し発見出来たし、そういう資料も入手出来たというような感じの答弁だったろうと思いますけど、今、この百条委員会はある程度の結論をまとめつつというか、報告書が来ているんですけど、当初私が言ったとおり、この百条委員会のもう1つの目的は、現在、係争中の裁判の少し後押しができればというふうな感じも1つあるんだろうと思います。そういう意味で、今回、調べた貴重な資料とかデータを今後の裁判の中でどうにかやって生かしていくかというふうに

思っておりますけど、現在、係争中の裁判の弁護士さんなりですね、そういった方との今後の連携とか、そういうのは考えておられるのか、お尋ねいたします。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

まだ実際、私の委員会の顧問弁護士として牟田弁護士を立ててきました。そして今、裁判、組合としては龍田弁護士がされておりますので、その辺のまだ私はどういう報告書、まだ龍田弁護士に目を通してもらうわけでもなかし、今、牟田さんと、まだ委員会でもその辺に関してはまだ話し合っておりません、正直に言うと。すみません。

○1番（林田 勉君）

これだけの人員、時間と費用と資料をいっぱい使いながら持って集めながらしておられますので、是非今回の係争中の裁判の中でよりよい方向に持っていっていけるように、委員会も是非弁護士の方々と、これからなんでしょうけど、相談しながら進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○11番（小嶋光明君）

今、委員長から説明、ほかの委員さんからも説明がありましたけれども、この内容は、私たちは、最初からある程度おった人間は、ほとんどこの組合議会に出てきた事項ばっかですよ。だから、この組合議会が2年交代でかわられたり、また再度来られたりとかいう問題で、百条を作る意味もなかつたんじゃないかなと、このくらいのことならば。ほとんど私が携わった間の中で出てきたこの組合で、最初の議事録から組合の議事録を読んでいただければほとんど出てきます。新たに出てきたというのは、J F Eの証人さんが、私たちがそういうふうに考えておりましたという1点だけじゃないかなと思っておりますね。燃えなかつたとかなんとか、水を投入するというのは最初の言われたとおり、計画で入れてもいいですよということで東部リレーセンターを造ったと思うんですよ、浄化槽も造らずに。それは組合でも言っとるんですよ。それで、追加して東部リレーセンターにも浄化槽を造ったわけですから。

それともう1つ、搬出した汚泥の資料が出てこなかつた。これはどこに出したかと、それは追及出来るんですよ。不法投棄をしたわけじゃなかつたら処理場かどこかに残つとるはずですから。それは出せないというのは不法投棄したのかと。そうじやなかつたら、汚泥の場合は、市の処理場で処理したのか、出てくるはずですよ。いや、水というか、汚泥でしょう。ごみピットに入れた時点でもう汚泥になるんですから、水じゃないですよ。その点はどうですかね。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

汚泥と今、言われましたけど、確かに東部リレーセンターから、それはもちろん1週間に1回ぐらい、数字でいえば400tぐらいトータルで来ております。それはデータでわかつております。

ただ、今回、燃えるごみと、ピットに多分計算上は9, 833tやったと思います。オーバーしている量がですね。搬入した量と処理した量と違いますので。その量からいえば9, 833tが多分オーバーしているはずです。その中で石河証人が言われるのは、全てを計算したときに、排水処理とかなんとかを計算したときに、約5, 000tは間違いないだろうという証言があつたもんですから、私は少なくみて5, 000tという数字を出しておりますけれども。（発言する者あり）

○議長（並川和則君）

最後まで答弁してください。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

それと、今回の元々わかつたと、こういう調査は。私は1年生議員で全く勉強不足で今回百条委員会の委員長をさせてもらったんですけれども、過去の議事録も全て見ました。議員になった時点ですね。その時点で、やはりおかしいことはいっぱいあつたばってん、ほとんど現実に追及できていなかつたと思いますよ。私はそう思います。ですから、おたくが全部知つとれば、もっと私に協力してもらうて、そういう知恵をかしてほしかつた。私は逆に。

○11番（小嶋光明君）

私は知恵をかしてとかなんとかじやなくて、この百条委員会を作るときに、私も言いましたよ。裁判中なのに、百条委員会を作る必要があるのかと、言わせてもらえばね。

それとね、全部知っていますよ。議会で出てきたから知つとるわけですよ、出てきた分は。おたくが今、まとめておられる分の中身は。だから、水も東部リレーセンターから出たのはその400なら400で結構ですよ。わかつとるんだから。だけど、当時の事務局が言ったのは、水を注入していましたということは議会でも言つとるんですよ。休憩中か何か知らんけれども。（発言する者あり）何を。これで燃えるからということでと言うたから、そんだから、あんたたちは何ばしょっとね、そんなら追及しなさいよと言うりますよ。だから、それを百条委員会を作るなら、その分は最初から、そういうとは最初からの議事録から全部聞いてするのが当然じゃないかと私は思うわけですたい。だから、私はこの係争中であり、また、当初は入ろうかなと思いましたけれども、考え直して入らんただけですから。協力をしてください

さいと、協力はしましたよ。だから、予算の500万円に対しても結構ですよと。おたくたちがそれを作るならば別に構いませんよということで承認はしているんですよ。協力はしているはずと思っております。

以上です。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

私も一通り議事録は見たつもりなんですけれども、ごみピットに水が入つとて、それを何で、さっき言われたように、議事録を私、目にした覚えがないみたい。何年の議事録ですか。（発言する者あり）

○議長（並川和則君）

協議会じゃありませんので、それぞれちゃんと挙手をして、お互いの会話は慎んでください。どうぞ。

○11番（小嶋光明君）

今、何年だったかなというとは私も記憶がありません。聞いた覚えがあつて言っただけであって、それを記憶を出せということであれば、資料を事務局から聞いて答弁しますけれども、いいですか、別に。

○議長（並川和則君）

ほかに質問ございますか。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

まず、私、反対討論でも申し上げましたけれども、記憶が非常に昔のこととで定かでないだろうと。そして、記録そのものも散逸しているだろうということも申し上げてまいりました。そしてまた、裁判が係争中であるので、証言として引出すのは非常に難しいのではないかということも言ってきたんですけども。そういうことも言ってきたんですけども、その中で幾つか、記録の提出拒否ですね、これまさに裁判で争っていることで出せませんということが25ページに載っておりますけれども、これについて最初からわかつたんじやないかという気がするんですけども、それについての委員長の感想をいただきたいというのが1つですね。

それとあと、37ページですけれども、まさに私が言っていたように、37ページのシの部分ですね、施設の次世代型としてガス化溶融炉へ誘導といったと。「機種選定小委員会については議事録が存在せず、メモであったために、肝心な部分で証言が得られず、不十分な追及にならざるを得なかつた。また、13年の時が経過しており、証人の記憶もあいまいな部分が多く、きちんと証言を引出すまでには至らなかつた。」という部分について、前からこれはわかつたんじやないかと非常に思う部分があるんですけども、それについての委員長のご意見をいただきたい。

それとあと、40ページなんですけれども、40ページのいわゆる上段の

ほうですね「それまでの稼働実績実例を持たない中で、経費試算されたのではないかという疑問が残る。つまり、入札参加を優先し、処理コストについては希望的な努力目標又は、機械性能の過大評価の基で対応した感がある。」という、その「感がある」という、そういう考え方でいいのかというところですね。推測。

そして、あとまだありますけど、ちょっとはしょって。

あと43ページなんですけれども、43ページの下から5行目からですね。「ならば仮に年間処理量80, 665tかつ2, 000kcal/kg通りならば年間経費内訳書の金額で確実に処理出来るという証言はなかった。」と。なぜこの証言を引出せなかったのかということをお伺いします。

そして、あとその下です、「年間処理量80, 665tかつ2, 000kcal/kgという基準ごみそのものが存在しない（作り出せない）事は明白であり、JFE証人の多くが認めたところである。」の「多く」というのは一体誰のことかということですね。全員なのか、それとも1人抜けとったのかがわかりません。そういうところですね。

そして、その下のところですけど、それから4段ぐらい下の、「他の証人は、変更覚書の解釈として、用役量が「用役量の具体的保証内容」で示した量を上回る場合は」というところがありますけれども、「他の証人」というのは誰のことを指すんでしょうかということですね。

細かく言えば、こういうことがたくさんあります。その下のオのところの6段目ですけど、「JFE担当者は」というところがあります。「JFE担当者は、正式協議では行わなかったかもしれないが、再三にわたり説明を行い」というJFE担当者は誰のことでしょうかということですね。

そういうことで、ずうっとありますけど、「全てにわたって組合担当者として変更覚書締結に至るまでの一連の対応については」というところがございます。また、「JFEの担当者については」というのが非常に一括で話をされていますね。そこら辺がちょっと具体的に設けるべきではなかったかと、それぞれの証人のお名前をですね。そこら辺をお伺いいたします。

そしてあと、47ページですけれども、真ん中あたりの④ですね、「PSA酸素発生装置の能力不足については、3炉運転に必要かつ十分な酸素発生能力を有する装置を設計しなければならないのに、2炉運転に必要な酸素発生装置しか設計しなかったように思える。」という、ここも「思える」なんですね。そのところをしっかり証言がとれなかったのかどうかということです。

あと長いので、ちょっとはしょりましょうかね。

あと、そしたら50ページですけれども、50ページ、ウのところです。「JFEは、この施設を動かすコストについてどのくらいかかるのかについて

て、本当はつかめていなかつたのではないかと考える。」ですね。「覚書（変更）」においても、前提条件の元では、電気使用量と発電量は相殺し、実質電気はいらないとなっている。また、平成20年3月期に、JFEは、国内4か所で自治体向けに納入したサーモセレクト方式のガス化溶融炉プラント事業に、500億円規模の特別損失を計上している。納入先の自治体と結んだ操業、保守請負契約のコストが予想以上に膨らんだために、今後17年にわたって生じる損失を損失引当金として一括計上した。操業、保守のコストが受注時の見込みより大幅に膨らみ、今後も赤字を出し続ける事が確定的となつたためとしている。」、これどこから出た情報なのか。これはJFEが答弁をしたのか。その分のちゃんとした資料でJFEから出されたのか、そこら辺が書いてありません。

一応ここでとめます。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

質問が多くて、私の頭ではちょっと整理できないんですけど、一番最後からいきます。

この記事ですけど、これは多分、日経新聞の記事を使わせていただきました。そいけん、これで約をつけるか、それとも規模にするかということで討議しまして、500億円規模のほうがいいだろうということで、500億円規模を提示したわけです。500億円規模ということで掲載をさせていただきました。

それと、PSA酸素発生装置の「思える」ですか、これは能力不足、元々こちらの要求では、1炉に1基ずつ、3基設置してほしいということで要求をしておりました。ところが、先ほど説明しましたように、途中の見積設計時点で1式になって、最後の実設計で2基になっているんですね。それで、ちょうど組合が当時、組合の指摘事項ということでこれ指摘をされております。そのときはピットの深さと、これも2点質問されておりまして、基数が2になつたのはなぜかと、見直しをしてくださいということを組合から指摘事項でされておりましたけれども、当時その回答書として、2基でも同じ能力がありますので、差支えありませんということで2基ということになりましたけれども、実際稼働しなかつたわけですね。3炉運転のときに、ほとんど毎日のように10t車が上ってきとったのは皆さんご存じだと思いますけれども、2炉運転のときには酸素が足りているそうですけれども、これが3炉運転だったら足らないと。実際そいけん、2炉運転が常態化していますので、ほとんど酸素が上がってきません。そういうしたもので、やはりこれはもう最初から本当は3炉、300t出すには必要じゃなかつたのかなと。

それとあと、PSAの方式がされておりますけれども、カールスルーエと

か、あるいは千葉の深冷分離式はされているんですね。それは調整作業が酸素の自動調整がついとて、無駄な電力を消費しないとなっているそなんですけど、これは文献で調べましたので、確かなことかどうかわかりませんけれども、そこには深冷分離式がされとて自動制御がついとるもんで、非常に酸素が無駄になつていないと。ただ、この場合は。

○議長（並川和則君）

西口議員、前向いて。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

すみません。この場合は、じゃそういうことです。

次ですね、「思える」で何か答えんばいかんですか。今の答えでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

その前が43ページですね。「年間処理量80,665t、ごみ質2,000kcal/kgに限ったものとの主張が繰返されたが、ならば仮に年間処理量80,665tかつ2,000kcal/kg通りならば年間経費内訳書の金額で確実に処理出来るという証言はなかった。」、これ実際なかったです。松永議員が質問されましたけれども、これに対して出来るというあればなかったので、これを持ち出してきました。大分この辺は松永議員が免責規定に対してのあれがあったもんですから質問をしておりましたけれども、これに対しては証言ございませんでした。で、こういう文面させていただきました。

あとは、40ページの「稼働実績実例を持たない中で、経費試算されたのではないか」という疑問が残る。つまり、入札参加を優先し、処理コストについては希望的な努力目標又は、機械性能の過大評価の基で対応した感がある。」、実際、向こうさんが提示しとった5億8,700万円と実際稼働した後の経費を比べてみたら、それがもしできととやつたら、実際、メーカー・ヒアリングでも一緒なんんですけど、そういうデータが余りにも乖離し過ぎとつですね。ですから、私からすれば5億8,700万円という数字は本当に何を基に出されたのか、それもお聞きしても出なかつたんですよ、その中ですね。何を基にされたんですかといつても、その答えが出なかつたもんで、こういった文章にまとめさせていただきました。

ほかは何ページやつですかね。37ページのシですか。機種選定小委員会ですか。（発言する者あり）しかし、ここは担当は田添議員がしてもらったんですけど、本当に質問されても記憶にございませんとかがかなり多かったんですね。そういう面で、本当にちょっとそこを答えてください。田添議員のほうから。

○6番（田添政継君）

機種選定小委員会の担当をいたしまして、柴田副委員長と2人で担当させていただいたんですけども、確かに山口議員がおっしゃるように不明確な答弁というのは多かったんですけども、一方で、かなり明らかになった部分も多かったように思っています。

例えば、先ほど欠陥品かどうかというふうな議論がありましたけれども、当時、島原市長でありました吉岡証人は機種選定小委員長でありまして、その責任者であったわけですけれども、その証言の中で、この機種については、当時、最終処分場が要らない次世代型の非常に画期的な焼却炉であるという評価は、稼働後のいろんな事故の状況を考えても、今も考え方は変わらないと。ただし、そういう経費増の問題についてはメーカー側がきちんとやっぱり負担をすべきだと、そういうふうな証言を、比較的正確にはそういうことだったと思うんですけど、そういうふうなご発言をちゃんといただいたり、あるいは当時の厚生省の考え方とかの中で、例えば、平成11年の7月に第1回機種選定小委員会が開催をされておりますけれども、その前の5月に2か月ほど前に総合エンジニアリング、ここのコンサルタントであった、そこがガス化溶融炉がこのクリーンセンターの焼却炉としては望ましいという報告書を早くも機種選定小委員会が発足する前に組合議会に提出をいたしております。しかし、組合といたしましては、私どももそうだったんですが、総合エンジニアリングというコンサルタント会社がもう既に存在をしていないということもあって証言を得られなくて、そこら辺はどういういきさつでそういうふうに総合エンジニアリングにこの焼却炉の機種について、方式について、誰かそういう考え方を出してくれないかということを総合エンジニアリングに尋ねられたのかというような証言は得られませんでしたけれども、そういう事実経過が明らかになったり、あるいは委員長報告でもありましたが、入札で決定をするとかいうことも初めて証言の中でわかったようなことがありました。

それから、これは私自身の若干個人的な考え方に入るかもわかりませんけれども、このクリーンセンターの機種の焼却炉の問題については、議事録なんかでもそうでしたけれども、かなりいろんな疑惑とか、デマとか、中傷みたいなものがいっぱい飛び交いました。そういうことを考えたときに、当時の係わった責任者の皆さん方を含めて、そういう方々の名誉回復といいますか、本当に疑惑があったのか、なかったのかということを含めて、きちんと調査をするということは私たちの責任のもう1つのことであったのではないかなというふうに思いますし、そういう意味では、いろんなうわさみたいなものも含めて、一定の払拭が出来たんじゃないかな。つまり、名誉回復が出来たんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

それから、百条委員会の性格づけの問題とも絡むわけですけれど、先ほど裁判の後押しという話もあって、西口委員長のほうから、最初はそういう答弁をしたけれども、途中から変わったというふうに言われましたけど、私もそのように理解をしておりますけれども、やっぱり百条委員会が権威をきっと持って調査をするということは公平、公正でなければならない。どういう目的でというのは最初に言われたとおりでありますけれども、そういう意味で、JFE側に対しても組合側に対してもきちんとそういう立場でもって調査が出来たというのは今回の委員会の大きな成果ではなかったのかというふうに思っております。

○8番（山口喜久雄君）

44ページの「JFE証人の多くが認めたところである。」というのが、その「多く」というのはどういう方たちですかというのと、全員なのか、それとも1人抜けとったのか、そのところがわかりません。

それと、その4行下の「他の証人は、変更覚書の解釈として、用役量が「用役量の具体的保証内容」で示した量を上回る場合は」というところですね、こここの「他の証人」というのはどなたのことでしょうか。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

申しわけございません。多分ここ私は進行だけしておりますあれやったんですけども、このシ以外は全てそのように証言されたと記憶しております。

以上です。

○8番（山口喜久雄君）

2番目お聞きします。

その次にちょっと行きますけれども、久野さんの証人以外で松井一晃さんいらっしゃいますよね。その松井一晃さんの24年5月8日のあの分の証言なんですけど、53ページ、（発言する者あり）24年5月8日の議事録ですよ。53ページです。一応何といいますか、そういう金額でいわゆる低質ごみ1,100から2,800までの分を数量で計算するというやり方は確かにありますよねという答弁はもちろんありますよね。それはもう言われたとおりですね。保証せんばいかんですねという話があっておりますけど、それと並行するような形で、「ですから、先生がおっしゃったように、平成14年の10月15日の応札条件があって、年間経費内訳書を10月22日に出されているという事実の認識があります。ただ、その後の性能保証の覚書という形で、それが発展して締結されたと。そうすると、その中においては、この金額等、優先順位的にいけば低い形になっていますので、それは覚書の中においては、位置づけとしては、私は低いというふうに認識しているとい

うところです。」というところについて、ここのところははつきりとそうじやないということは話はあったんでしょうか。それが1つですね。それが1つです。

そして、あとは次へ行きます。

あと委員長の報告書の50ページのオですけれども、「工事を行った理由を、JFEの松井証人は「通常1年間の稼働においては1か月間の点検を行う。それが17年、18年は大量のごみ処理があったためできなかつた。そのため19年に工事を行った。」と説明した。ごみ量が多かつたのは確かだが、数パーセントの単位の多さであり理由にはならない。」というところがありましたけれども、このところで、いわゆる高温による炉壁ですね、耐火れんがといいますか、そこら辺のところが1年に一遍ぐらいメンテナンスで換えなきやいけないという答弁があったのかなかつたのか、そのところをお聞きします。

あと、その下の組合への指摘事項ですね、議事録の不存在ですけれども、「機種選定小委員会メモ」で」というところの下のほうですね。（「ちょっと待って、何ページ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。51ページです。51ページの議事録の不存在ですね。これも私が言ってきたところですけれども、「機種選定小委員会メモ」での追及では核心の部分で、確信的証言を得るための追及ができなかつた。また、「覚書（変更）」について、契約相手や第三者などメーカーとの話合いは議事録を残す事が鉄則であり、議事録が存在しなかつたこともあるって、組合、JFEの証言が食い違つた際も、結論にあたつて記録による確認ができず、推測に頼らざるを得なかつた。真相究明のための鋭い追及に至らなかつた事は痛恨の極みである。」と、このことについて、前からこれは非常に心配されとつたことですけれども、そのところの委員長の感想をいただきたいと思います。

あと右側ですね、52ページです。52ページの総括の①番の一番下のほうです。「一流企業6社を厳選していることからも、最低制限価格の設定について、その必要性があつたか疑問が残る。」ということが言つてありますけれども、吉次証人の証人尋問ですね、45ページです。これは24年5月18日の45ページです。44ページから45ページにかけて、松永議員が吉次証人に聞いておられます。真ん中あたり下のほうですね。「先ほど入札で最低制限価格を設けられたということで、その合理性についてちょっと話があつたんですけど、先ほど証人は最低制限価格を設けないと、1つには下請や何かについて、言ってみれば価格が下がるんですから、どうしてもそのしわ寄せが下請に行って、手抜きや何かにつながるということで下請への負担ということで1つ言つたと思うんですけど、そこは間違いございませんですか

ね」、「そうですね。」と証人が言わわれておりますね。

それからもう1つ、松永議員が続けて聞きます。「もう1つが、言われなかつたんですけども、その当時の状況というのが、とにかくそれまで大体1t当たり1億円ぐらい建設コストが掛るというのが、メーカーがたくさん出てきて、そして過当競争みたいな状態があつて、そしてどんどん単価そのものが下がりつつあつたときなんですね。そして、この炉の特性からいくと、そのメーカー、落としたメーカーがその後の管理もするということで、結局、安く落としても、その後の管理で取返すという、そういう風潮があつたということを事務局からも聞いたんですけども、そういうのを防止するという、そういう考えもあつたということですね、間違いございませんでしょうか。」吉次証人が、「そうですね。」という答弁をしておりますけれども、このことについて委員長はどう思われますか。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

今の吉次証人のとき松永議員がずっと質問をされておりました。その前に私はその中で吉次証人に、最低制限価格の必要性はあつたんですかと、私は逆に必要性があつたんですかということで質問しております。今の質問はお答えはどんな答えがいいんですかね、結局。（発言する者あり）ああ、今の吉次証人の証言に対してですか。これ必要性があつて疑問に残るということですね。これ実は吉次証人の証言だけど、もう1つ、会計検査院の講評の中で多分これ指摘があつて、最低制限価格を設けるには正当な理由ですか、何か必要であるというような指摘を受けたというのが、私が知る中にあつたんです。それからいけば、やはり本来これ設けるべきであったのかなといった疑問がありましたので、これを私は質問させていただきました。

次の議事録の不存在のところやつたですか、これは先ほど田添議員が言わされたとおりだと思うんですね。確かに私たちは一生懸命質問します。ただ、本当に食い違つたとき、JFEにも実際議事録がない。組合のメモだけあつたもんですから、どちらかといえば、メモにでもそういったことが書いてあればまたあれですけど、全くメモにも書いていないんですね。そうなつたときに、やはり本当に推測に頼らざるを得なかつたもんですから、これが本当に議事録があつたらもっと鋭い追及が出来たかなと思っております。

以上です。

もう1点が松井証人の件ですか。松井証人がこのときは証言の中で、ごみ処理量、ごみの質が悪かつた、想定を超えるごみの搬入があつた。先ほど言いましたように、メンテナンスができなかつたということを非常に強く言われたんですね。その中で、これ私が多分言ったと思うんですけども、いや、何で最初からメンテナンスする必要がありますかということで私が質問して、

何で引渡性能試験のときに、さつきも言いましたように、311tとか、あるいは233t処理ができとれば、それが10日後に動いても当然じゃないですかということでここにきは私は載せていただいたつもりでございます。

そして、あとは何ページやったですかね。(発言する者あり)51ページの議事録の不存在は先ほど答えたと思いますけど。(発言する者あり)れんがとか、そこは言われませんでした。耐火れんがの交換とかなんとかはお答えになりませんでした。私はなかったと記憶しております。ありましたかね。ほかの方がもしあればお答えいただきたいと。私は松井証人の中では、耐火れんがの交換とかなんとかはなかったように思います。

ほかはどこやったでしょうか。すみません、私の頭では。(発言する者あり)「思える」の発言は言わなかつたんですかね。よろしいでしょうか。

○8番(山口喜久雄君)

先ほど50ページのいわゆる真ん中のあたりですよ、ウです、ウのところ。この新聞記事によって質問をされたんだと思うんですね、そういう答弁だったですね。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長(西口雪夫君)

はい。

○8番(山口喜久雄君)

はい、これが果たしてそれでいいのかというお尋ねです。新聞記事で、JFEに直接確認したわけではないと。そして、ちゃんとした、そういうぴしやつとした株主総会なりなんなりに報告がされた、そういう資料が手元にあったとか、そういうことでされたんじゃないという報告なんでしょう。大丈夫ですかというお尋ねです。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長(西口雪夫君)

これは確かにこの指摘も弁護士さんからございました。その辺は数字を確実にじやなくて、規模のほうで、ですから確実じゃないもんで、新聞に書いてありますように、500億円規模のほうを入れたほうがいいんじゃないかということで、規模で掲載させていただきました。

○議長(並川和則君)

これをもって質疑を終結したいと思いますが、もうほかは百条委員のメンバーさんだけですよね、質問していない方は。(発言する者あり)質問に対しての答弁漏れですか。どうぞ。

○11番(小嶋光明君)

今の山口議員さんのお話のように、JFEにこれを500億円の、これを聞いたのかというとも多分質問されたと思うんですけども、新聞紙のあれを弁護士に聞いて掲載しましたということで、その点はどうやったのか。そ

れだけ1点だけ。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

質問の中で、町田議員のほうから質問されたと思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

そしたら、もうよろしいですね。

そしたら、ごみ処理施設に関する調査につきましては、ただいまの委員長報告をもって終了します。

先ほど提案じやなかつたんですが、決議文とかいろいろ文言等が出ていましたが、これは私としては何をもって決議文とするのかということもありますし、決議文云々ということで皆さんのはうからご意見いただいた場合は、また委員会が今度は議会側に移つて特別委員会の調査云々ということろまで入ってきますので、議会側に移つてもこれ以上のことが調査は出来るのかという判断もいたします。それで、百条委員会、特別委員会の調査をもって終了をさせていただきたいということでござります。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（並川和則君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。

これをもつて平成24年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後3時33分　閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 並川 和則

署名議員 町田 康則

署名議員 林田 勉